

研究報告書

「みんなで育てよう！ 宗像の子どもたち」

－小中一貫コミュニティ・スクールと

地域学校協働活動の一体的推進－

(手引書)

大学との共同研究によるまちの未来創造プロジェクト

「小中一貫コミュニティ・スクールの推進に関する研究プロジェクト」

令和4年3月

は　じ　め　に

文科省では、現在の学校や子どもたち、地域が抱える様々な課題について、学校だけに任せることではなく、地域全体で課題解決を図る施策を進めてきています。その一つとして、学校と地域が目標や課題を共有し、協議するしくみであるコミュニティ・スクールの推進や地域の活性化を図るしくみとして地域学校協働活動の推進があります。令和3年度での実施・導入状況については、公立学校のうち、コミュニティ・スクールは11856校(33.3%)となり、前年度調査から2068校(6.1p)増加、学校運営協議会の設置が努力義務となった平成29年度に比べると3.3倍の増加になっています。地域学校協働本部を整備している学校は、19471校(54.7%)となり、前年度調査から1341校(4.4P)増加してきています。第三期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)においては、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指しています。コミュニティ・スクールについては、平成29年3月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校運営協議会の設置が努力義務化されてきています。しかし、現状は地域間の差が見られ、十分な認識を得られずに類似する組織はあるもののコミュニティ・スクールの機能のよさや地域学校協働活動のような社会総がかりの教育を推進するまでには至っていません。今後、このコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進は、社会総がかりの教育をめざす上で重要な課題です。

宗像市については、令和2年度から日の里学園と中央学園の2学園がコミュニティ・スクールのモデル校となり、小中一貫コミュニティ・スクールを立ち上げ、三者による共育活動の推進を進めています。令和4年度には、全ての学園がコミュニティ・スクールの立ち上げを目指しています。

そこで、本受託研究では、小中一貫コミュニティ・スクールの導入期に関する研究として、学園コミュニティ・スクールの立ち上げと地域学校協働活動(本部)とを一体的に推進するための支援の在り方について検討し、ここに研究の成果を、研究報告書「小中一貫コミュニティ・スクールの手引書」としてまとめることができました。この手引書を宗像市の各学園の社会総がかりの教育～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～のために、活用して頂ければ幸いです。

令和4年3月31日

福岡教育大学教職大学院 副学長 森 保之

大学との共同研究によるまちの未来創造プロジェクト

「小中一貫コミュニティ・スクールの推進に関する研究プロジェクト長」

目 次

○はじめに

宗像市の学校は、「小中一貫校」から「C Sを核とした地域とともにある小中一貫校」へ移行し、家庭・地域と連携・協働しながら、小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する「宗像市社会総がかりの教育」を目指します。

1. なぜ、コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある小中一貫教育を進めるのか

Q 1. これまで宗像市で取り組んできた小中一貫教育の取組と成果を教えてください。

Q 2. これから宗像市小中一貫教育の充実・発展に向けての方向性を教えてください

Q 3. なぜ、社会総がかりの教育（C Sを核として地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくり）ですか

Q 4. 地域と学校は連携がうまく行われていますが、それでも学園運営協議会等を設置しないといけませんか。

2. 令和の時代の宗像市がめざす教育について

Q 1. 宗像市の社会総がかりの教育の考え方について教えてください

(1) 地域とともにある学校への転換

(2) 学校を核とした地域づくりの推進

Q 2. 宗像市の社会総がかりの教育を進めていくための「小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携・協働による推進（一体的推進）」とはどういうものですか

3. 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールについて

◎小中一貫コミュニティ・スクールの全校導入

Q 1. 小中一貫コミュニティ・スクールとはどんな学校のことですか

◎小中一貫教育

◎コミュニティ・スクール

Q 2. 学園運営協議会制度が有する3つの権限（機能）の意義は何ですか

○3つ目の「教職員の任用に関する意見を出すことができる」について、教職員人事に混乱が生じることはないですか？

Q 3. コミュニティ・スクールになると、何か変わることはありますか。

Q 4. 学園運営協議会ができると、学校運営評議委員会はなくなってしまいますのですか。

Q 5. 学園運営協議会委員はどのような人がなりますか。また、何をするのですか。

Q 6. 小中一貫コミュニティ・スクールのメリットは何ですか。

Q 7. 小中一貫コミュニティ・スクールを進めていく上で大切にしたいことは何ですか

・学園や地域の実情にあわせて推進

・学園ごとの「共育目標：めざす子ども像」

・学園・家庭・地域の連携・協働と役割・分担の明確化

- ・9年間を通しての家庭・地域等との関わり

Q 8. 小中一貫コミュニティ・スクールにはどんな効果がありますか。

Q 9. 学園運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのではないか。

Q 10. 学園運営協議会の会議等 小中一貫コミュニティ・スクールを円滑に進めるためにはどうすればいいですか。

Q 11. 学園運営協議会の主な役割等を教えてください。

役割1：総がかりの教育の実現に向けた熟議

役割2：学校関係者評価の実施

○学園運営協議会での意見の申出

4. 地域学校協働活動について

Q 1. そもそも、なぜ地域学校協働活動が必要なのですか。

Q 2. 地域学校協働活動って何ですか

Q 3. 地域学校協働活動の4つ活動を教えてください

Q 4. 地域学校協働活動を進めていく上での留意点は何ですか

Q 5. 地域学校協働本部って何ですか(コミュニティ運営協議会との関係は)

Q 6. 地域学校協働活動推進員の役割や仕事内容を教えてください。

Q 7. 地域学校協働活動によって、どのような効果を想定しているのですか。

5. 小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について

Q 1. なぜ、学園運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進ですか。

Q 2. 学園運営協議会と地域学校協働活動は、どのように一体的に推進していくべきですか

Q 3. 学校と地域がパートナーとなることで・・・・・・

6. モデル学園2学園の実践及び全体CS研修会の実践 ※実践報告を載せる

Q 1. 日の里学園の実践を教えてください。

Q 2. 中央学園の実践を教えてください。

7. 資料編

Q 1. 全体CS研修会(10月22日)のまとめを教えてください。(振り返り)

Q 2. 宗像市学校運営協議会規則を教えてください

Q 3. 意見書提出様式を教えてください

Q 4. 宗像の郷「中央学園」学園運営協議会運営要領を教えてください

Q 5. 「日の里学園」学園運営協議会運営要領を教えてください

Q 6. 学校運営協議会を規定している法律を教えてください。

Q 7. 社会教育法一部改正(平成29年3月改正)を教えてください

Q 8. 宗像市地域学校協働活動推進員設置要項を教えてください

第1章

「なぜ、コミュニティ・スクールを核とした
地域とともにある小中一貫教育を進
めるのか」

1. なぜ、コミュニティ・スクールを核とした地域とともにあ る小中一貫教育を進めるのか

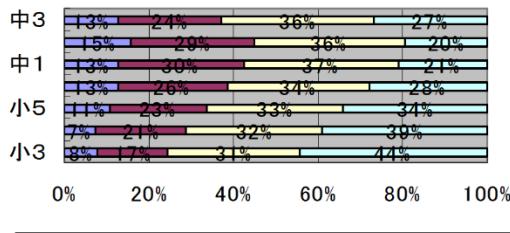
Q 1. これまで宗像市で取り組んできた小中一貫教育の取組と成果を教えてください。

本市では、平成18年度から小中一貫教育を開始し、9年間での一貫したカリキュラムに基づく教育を進めてきました。小中一貫教育を始めた背景の一つは、平成17年度の児童生徒実態調査によるものです。学年が上がるにつれて学習意欲が低下していることや不登校児童生徒が増加傾向にあること、小学校と中学校のつながりが薄く、中学校への進学に不安を感じている児童が増えていることなど、いわゆる「中一ギャップ」が問題視されてきたこと等が背景でした。

学習意欲 の低下

学年が上がるにつれて、
学習意欲が低下

教科の勉強をすることは好きですか

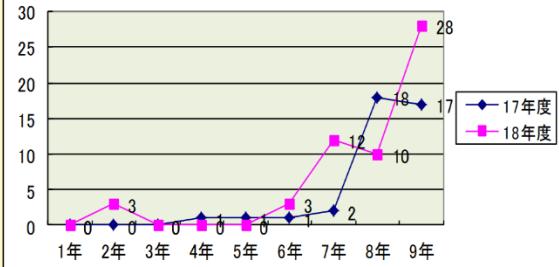


□思わない ■あまり思わない □思う □とても思う

中学校への 入学を不安

不登校の増加傾向及
び中学への入学を不安

平成17・18年度不登校児童生徒数



第Ⅰ期小中一貫教育と位置付けた平成18年度から平成26年度は、「つなぐ」「そろえる」をキーワードに取り組みました。具体的には、学園の方針を定める校務会議等を小中合同で実施したり、学習規律や学び方等を小中学校間でそろえ、学びの一貫性をもたせたりする等、9カ年の連続する子どもの育ちに着眼して組織や教育活動の見直し、充実を図りました。

組織 体制づくり

小中一貫教育を行う上
でふさわしい体制づくり

○○学園
校務運営組織



小学校と中学校を「つなぐ」ために、学園の方針を定める校務会議等の実施。

指導 方法の一貫

学習規律や学び方、
指導方法の一貫



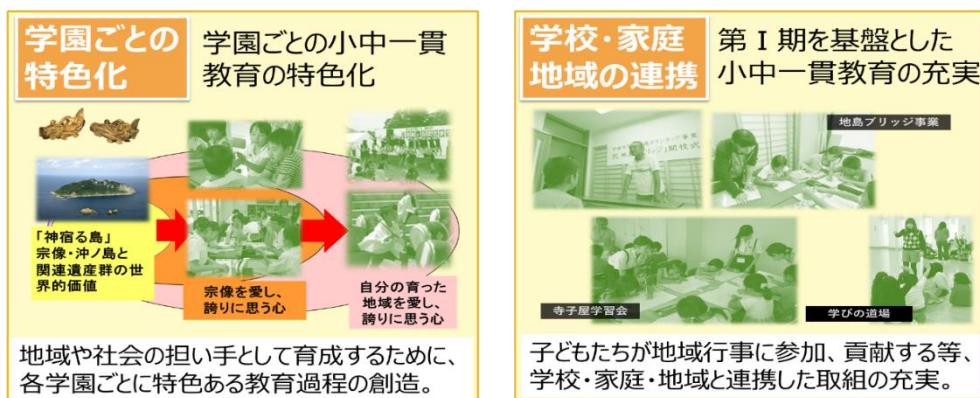
小小間や小中間で学習規律や学び方を
「そろえる」ことで、不安や悩み等の解消。

その結果として、学習規律の定着や学習態度、学力の向上が図られるとともに、小学校から中学校への入学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中一ギャップ」の解消に一定の成果を上げてきました。

平成27年度以降の第Ⅱ期小中一貫教育では、第Ⅰ期の成果の上に立った学園ごとの小中一貫教育の特色化や学校・家庭・地域の役割を明確にし、連携して取り組んでいくことで、小中一貫教育の充実を進め、第Ⅱ期の学校教育目標である「自立しかかわりを深める子ども」の育成を目指しました。



第Ⅰ期に引き続き、小・中学校間のつながりを深めるとともに、世界遺産を核とした宗像市や各地域の様々な資源を教材としたふるさと学習を位置付けるなど、社会の中で生きて働く力を身に付けた将来の地域社会の担い手の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携して取組の充実を図ってきました。



その結果として、新家庭教育宣言を中心とした家庭の協力をはじめ、地域教材、地域に愛着をもたせるための活動を地域とともにを行うなど、家庭、地域との連携、協力を得ることで学校教育の充実が図られ、その成果として、各学園の小中一貫教育の特色化や子どもたちの「地域への愛着や関心の高まり」が見られる等の成果を上げてきました。

このように、本市では、平成18年度から全ての中学校区で小中一貫教育を推進し、児童生徒の課題を明らかにし、その解決に向けて多様な取組を行ってきました。また、平成27年度からはその取組をさらに発展させて、小中一貫教育を核とした家庭・地域と連携する学校づくりを進めてきました。

【主に取り組んだ内容】		【主な成果】
第Ⅰ期	○学習規律・学習態度・学力の定着 ○各中学校区における指導方法の一貫 ○小中一貫教育推進に向けた組織体制の確立	○7年生の不登校生徒数の減少 ○小学校から中学校にかけての学力の向上
	○学校・家庭・地域の連携による小中一貫教育の充実 ○学園ごとの小中一貫教育の特色化	○地域への愛着や関心の高まり ○自己肯定感の高まり

Q 2. これからの宗像市小中一貫教育の充実・発展に向けての方向性を教えてください

急激な社会の変化に伴い、学校と地域・家庭を取り巻く課題は、より複雑化、多様化しています。そのような中、学校と地域がそれぞれ抱える課題を解決していく一つの手立てとして、国は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な推進を目指しています。これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を展開することが求められています。保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共有し、日々の教育活動を進めていく必要があります。

本市においては、これまで学校運営評議委員会を設置して、学園が地域や家庭の意向を反映し、その協力を得ながら教育活動を推進してきました。今後は、学園の教職員や多くの地域住民、保護者が当事者意識をもって地域の子どもの教育に関わり、社会の担い手、未来の創り手となる子どもを育んでいくことを目指して令和4年度にすべての市立学校・義務教育学校にコミュニティ・スクール（CS）を導入します。これまでの第Ⅰ期、第Ⅱ期小中一貫教育の取組を踏まえ、「小中一貫コミュニティ・スクール」として、学園・家庭・地域が一体となって取組のさらなる充実を目指します。

小中一貫教育のさらなる充実	コミュニティ・スクール（CS）の導入
同じ中学校区にある小中学校を一つの学園とし、義務教育9年間の目標の設定と一貫したカリキュラムに基づき、小中一貫教育を進めてきました。今後はこれまでの成果と課題を踏まえ、学園一体となった取組を推進し、小中一貫教育をさらに充実させていきます。	これまで学校運営評議委員会を設置し、学園が、地域や家庭の理解や協力を得ながら教育活動を推進してきました。今後は、CSを導入し、地域の子どもを育てていくために、学園だけでなく、地域や保護者と協働し、総がかりで子どもの学びを支えていきます。

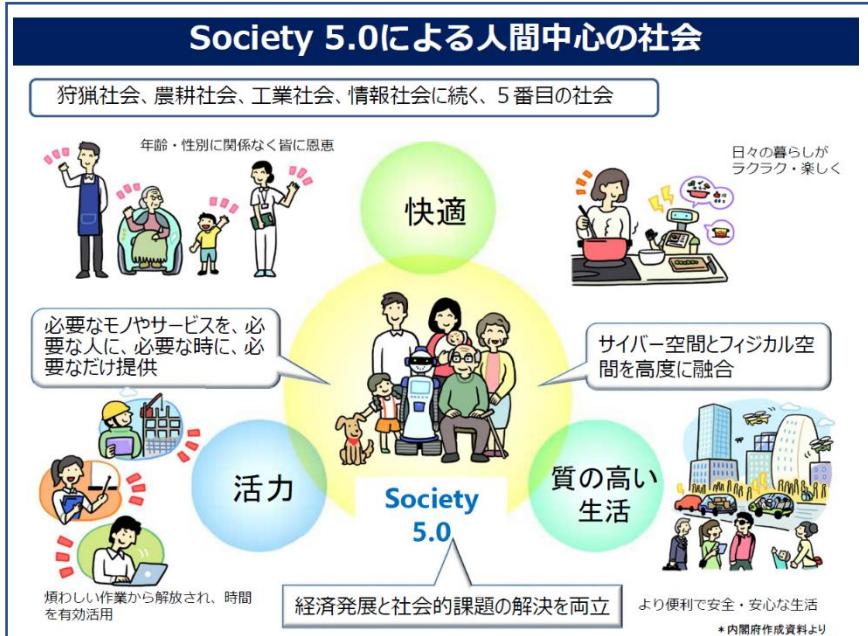
「小中一貫コミュニティ・スクール」へ移行

Q 3. なぜ、社会総がかりの教育（CSを核とした地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくり）ですか。

〔これからの社会で子どものたちに必要な力〕

○これからの社会～子どもたちが生きる未来は～

みなさんは、「Society5.0」（ソサエティ5.0）という言葉を聞かれたことがありますか？「Society5.0」とは「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」と内閣府の『第5期科学技術基本計画』にて定義されています。



Society5.0では、モノのインターネット(Internet of Things=IoT)が更に進みます。現実社会のありとあらゆるモノがセンサーやチップによってインターネットとつながりますので、その情報量は現代よりもさらに飛躍的に増加し、人の能力では全く追いつかないものとなるはずです。

そして、それを的確に処理するため、人工知能（AI）の活用は更に進みます。情報は人間が自ら集めて解釈するものから、人間にとてより理解しやすい情報としてAIが解釈・加工して提供されるものになるでしょう。

○「未来を生きる子どもたちに必要な力」

Society5.0のような新たな社会を牽引する人材として求められているのは「技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材」「技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材」「様々な分野においてAIやデータの力を最大級活用し展開できる人材」です。一言で言えば「答えのない課題に、最善解を導く力」「AIでは代わりをすることができない力」が必要とされています。文部科学省では、この力を『生きる力』としています。

「子どもたちに必要な力とコミュニティ・スクールの関わり」

○「学校とコミュニティ・スクール」

子どもたちが活躍する未来は、「Society5.0」のような変化の激しい社会となることが予想されています。しかも、そのような中で子どもたちは多様な他者と協働しながら社会を創造していかなければなりません。多様な価値観を受け入れながら、協働していき、様々な課題を解決していくためには、学校でも自己完結型の学習だけではなく、体験・経験に裏打ちされた学習が必要となります。そのためには、多様な人々との関わりや様々な経験を重ねることが必要となります。これまでの学校の中だけの教育だけでは收まらない、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通した教育は学校単独で行なうことが難しく、社会総がかりでの教育が必要となってきます。

○「家庭・地域とコミュニティ・スクール」

現代の社会では、家族や職業の有り様や地域の人間関係が変化したことで、親子の育ちを支える様々な人間関係が弱まり、親と子の間で、また地域や社会との間で、様々な関わりを持ちながら成長発達していくこと等が難しくなっています。それに加えて社会経済の大きな変動が、親から子へ、そしてその次の世代へと知恵や習慣を伝承していくような家庭教育や地域での教育を困難にしています。

このような中、家庭・地域・学校それぞれが目標を共有しながら、相互に協力・協働し、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し実践していくことが重要になってきます。例えば、コミュニケーション能力の形成のためには、家庭においては、親子の会話を通じて言語力を育み、多くの人と交流する企画を与えること、学校においては、学級活動や学校行事または、部活動等を通じて他者との人間関係形成能力を育成すること、地域においては、挨拶活動や地域活動での子どもへの役割を付与することなどが期待されます。

このように、未来を生きる子どもたちに必要な力（生きる力）を育んでいくためには『社会総がかりでの教育』の実現が必要となります。社会総がかりでの教育は、学校を核として地域づくりをめざす地域・保護者と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行なう様々な活動を通して実現していきます。このような活動を「地域学校協働活動」と言います。そして、この活動を教育の核に据えて行なう学校が「コミュニティ・スクール」なのです。右の写真は、様々な地域学校協働活動の様子です。この写真的ように、子どもたちの成長に日々関わっておられる方々は、どういう思いで、子どもたちに関わっておられるのでしょうか？ その問



いの答えは、『全ての人々の明日の「笑顔」をつくりたい！』という思いではないでしょうか。

自分の想いが述べられる、それを形にする場がある、自分の夢に向かって挑戦できる、そういう環境の中で、人は笑顔でいられるのではないかでしょうか。立場の違う人々がそれぞれに様々な想いを持って関わっておられる。その中にいるのは、子どもたちです。その子どもたちの明るい未来を築いていくためには、立場の違う多様な人々が協働していかなければなりません。



また、同じ考えの地域の方々でもベクトルが合わさっていない、更には顔が見えない方がたくさんおられると思います。そういう方々に少しでも子どもたちの未来をつくる当事者になってもらいたい。その実現のためのツールがコミュニティ・スクールであり、地域学校協働活動であると考えています。めざすものは、学校の先生方も保護者も地域のみなさんも、みんなが当事者意識を持って、自分事として関わっていく子供だと思います。明るい未来をつくるのは、私たち一人一人だと思います。

Q 4. 地域と学校は連携がうまく行われていますが、それでも学園運営協議会等を設置しないといけませんか。

社会的な課題や、学校や地域、家庭を取り巻く複雑化、困難化などの課題に適切に対応するためには、地域と学校がパートナーとして「地域総がかり」で対応することが求められています。そのためには、地域の方々と学校が連携・協働するための組織的、継続的なしくみが必要不可欠です。本市では学校と地域との連携・推進を通して、これまで大きな成果を上げてきました。一方で、恒例化した活動が散見されているという声が届くようになってきました。そこで、地域の方々の協力による連携・協働をより効果的、継続的に実施するため、保護者、地域が学校と一体となって地域の子どもの成長を支える、その当事者としての意識を高めていただくとともに、目標を共有し、それぞれの立場が方向性を同じくして、これまでの連携・協働を深化、進展させることが求められています。さらに校長は、学校教育ビジョン（学校運営の基本方針）はもとより、地域の方々に現状や課題を的確に示し、そのための方策を共有し、ともに熟議を交わしていくことが求められています。コミュニティ・スクールとして学園協議会を設置し、これまでの活動を見直し、あらためてビジョンに対しての意味づけを行ったり、ビジョンの実現に向けた方向性を明らかにしたりすることなどを協議します。学園協議会の結果を受け、学校の教育活動として、地域と学校との連携・協働の具現化を図ってください。

第2章

「令和の時代の宗像市が目指す教育
について」

2. 令和の時代の宗像市がめざす教育について

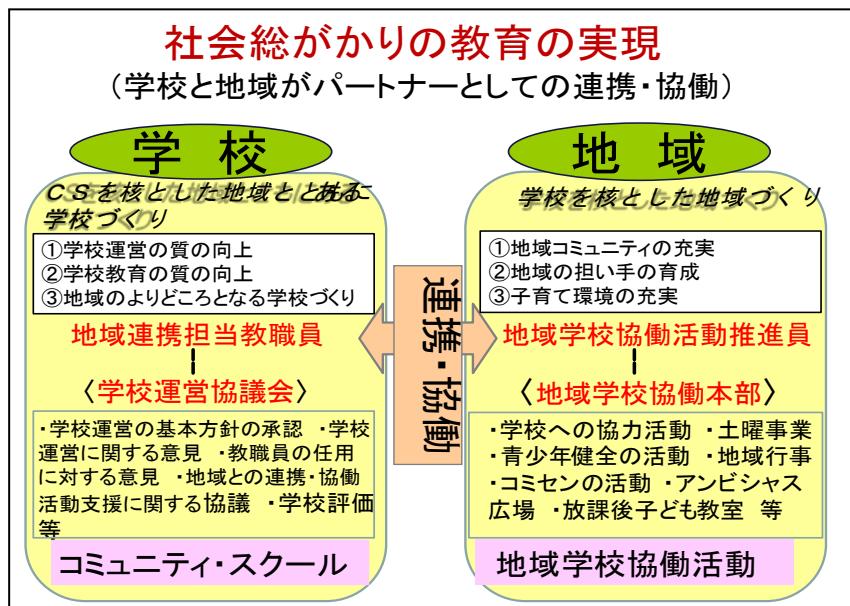
Q 1. 宗像市の社会総がかりの教育の考え方について教えてください

宗像市では、未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず地域住民や保護者を含め、市民一人一人が教育の当事者となり、社会総がかりでの教育の実現を図っていきます。今後、学校や地域が抱える様々な課題に社会総がかりで対応するためには、学校と地域の関係を新たな関係として、相互補完的に連携・協働していくものに発展させていくことが必要です。学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、共有した目標に向かって、対等な立場の下で共に活動する協働関係を築くことが重要です。

そこで、これからの中学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を次のように考えます。

(1) 地域と共にある学校への転換

社会総がかりでの教育の実現を図るうえで、学校は地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要であり、とりわけ、これからの中学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域とどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域の人々と共有し、地域一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取り組みを推進していく必要があります。すなわち、学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることができます。そのための連携・協働する仕組みとして、**コミュニティ・スクール**(学校運営協議会制度)の仕組みを導入します。



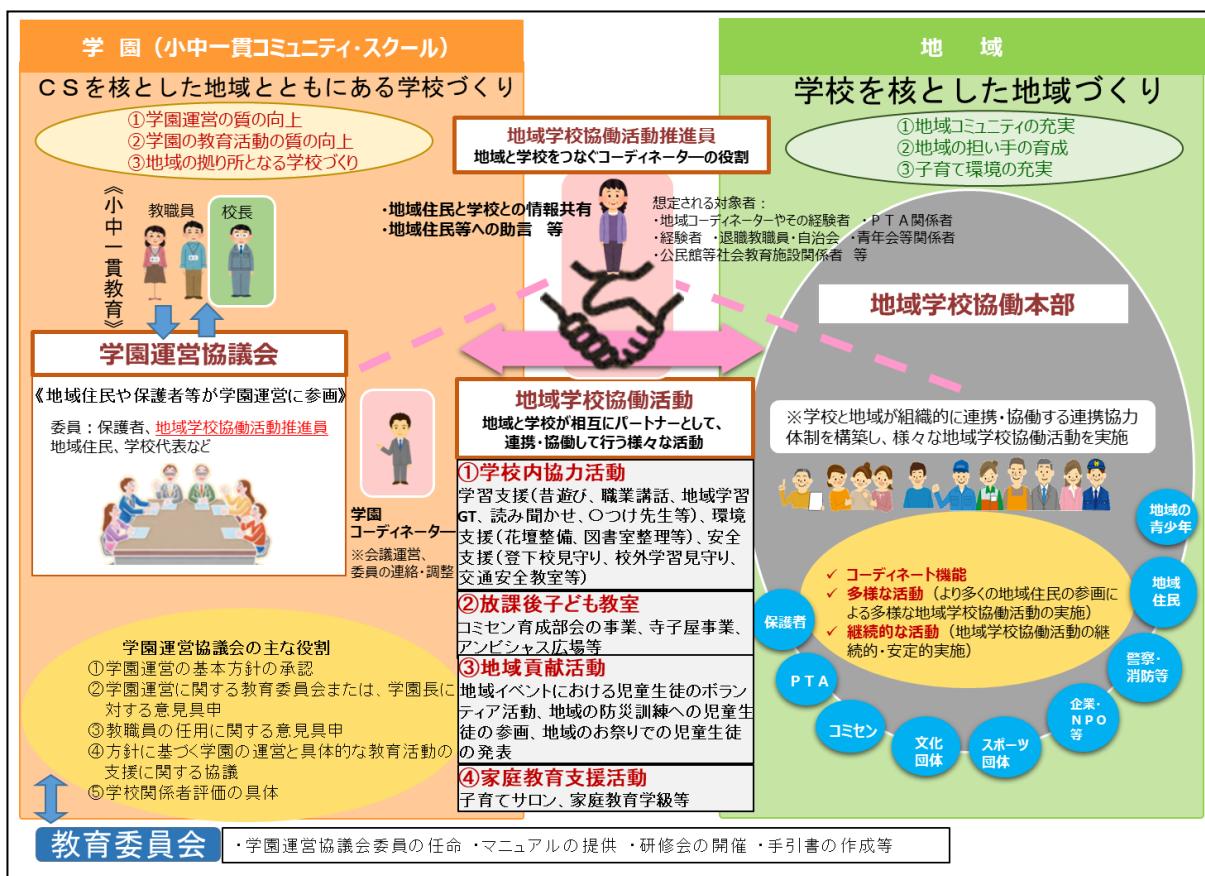
(2) 学校を核とした地域づくりの推進

学校、家庭及び地域は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互協力していくことが重要である。地域が学校や家庭と共に教育の担い手となることが社会的な文化となっていくためにも、地域の一部の人々だけが参画し、協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要であり、子供とのかかわ

りの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育体制の構築が必要です。地域には、学校、教育機関、首長部局等の行政機関、社会教育施設、PTA、NPO・民間団体、企業等、様々な機関や団体等があります。他方、個人として学校支援ボランティアに関わっている地域の方々もおられます。子供たちや学校の抱えている様々な課題に対応していくためにも、子供を軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供たちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要です。学校と地域が連携・協働するだけでなく、子供の育ちを軸に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、住民自らが学習し、地域における教育の当事者としての意識・行動を喚起していくことで、大人同士のきずなが深まり、学びも一層深まっていきます。地域における学校との協働活動に参画する住民一人一人が学び合う場をもって、子供の教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要です。

また、地方創生の観点からも、学校という場を核とした連携・協働の取り組みを通じて、子供たちに地域への愛着やほこりを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図り「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要です。その仕組みとして、「地域学校協働本部」による様々な体験を柱にした地域学校協働活動（学校協力活動、放課後子供教室、地域貢献活動、家庭教育支援活動等）を行う社会教育の体制を導入します。

Q2. 宗像市の社会総がかりの教育を進めていくための「小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携・協働による推進(一体的推進)」とはどういうものですか？



近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域・家庭を取り巻く課題は、より複雑化、多様化しています。こうした状況の中、学校と地域がそれぞれ抱える課題を解決していく一つの手立てとして、国は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な推進を目指しています。

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の理念を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要とされています。

コミュニティ・スクールとは

「コミュニティ・スクール」

=学校運営協議会を設置している学校

○学校運営協議会

対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が必要と求める者等が集まり、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し協議を行う場

○目的

保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現すること

○基本的な要件

- ・教育委員会により、学校運営協議会が設置され、対象の学校が指定されていること。
- ・教育委員会が校長の推薦を受けて委員を任命していること。

○主な機能

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

(※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5より)

地域学校協働活動とは

○地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

○地域学校協働活動の具体的な内容

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協議して行う以下の活動と規定されています。

・学校の授業終了後または休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動

・ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動

・社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

宗像市では、これまで「学校運営協議会」の前身となる組織として、「学校運営評議委員会」を各学園で設置し、地域や保護者等の意見を取り入れながら学校・学園の運営を行ってきました。地域や家庭との連携がより強化された第Ⅱ期小中一貫教育を、学園・地域・家庭の協議により社会総がかりで児童生徒を育成するコミュニティ・スクールへと発展させる過程で、平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、複数の学校での「学校運営協議会」の設置が可能になったことから、学園単位での「学校運営協議会」の設

置に向けた検討を始めました。

宗像市では、**コミュニティ運営協議会**を中心に、地域の課題解決のために、住民主体の様々な活動が行われており、学校との連携も進んでいました。そこで、平成31年4月からは、学園内に一つのコミュニティ運営協議会がある日の里学園と複数のコミュニティ運営協議会がある中央学園をモデル学園とし、それぞれ学園単位で「学校運営協議会」を設置し、モデル事業を開始しました。

一方で、地域学校協働活動については、読み聞かせや放課後の学習指導といった学校支援ボランティアの活用や、放課後子ども教室などの立ち上げ・運営の充実など、地域と学園が連携した様々な取組を行ってきました。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、それぞれを充実させ、またつなぐことで、より充実した学校運営に繋げていく必要があります。そこで、宗像市においては、学校運営協議会と地域学校協働活動との両輪による体制の構築と実働化を目指して推進をしているところです。

令和元年度策定の「第2次宗像市総合計画後期計画」では、教育活動充実のための基盤として「小中一貫コミュニティ・スクールの導入」を掲げており、コミュニティ・スクールが小中一貫教育をはじめとした各施策の基盤となる重要な手段であると位置付けています。これを受け、令和3年3月に中間見直しを行った学校教育基本計画後期計画においては、全学園で導入し、学校教育に係る施策の基盤にしていくという考え方や方向性を示しています。



第3章

「宗像市小中一貫コミュニティ・スクールについて」

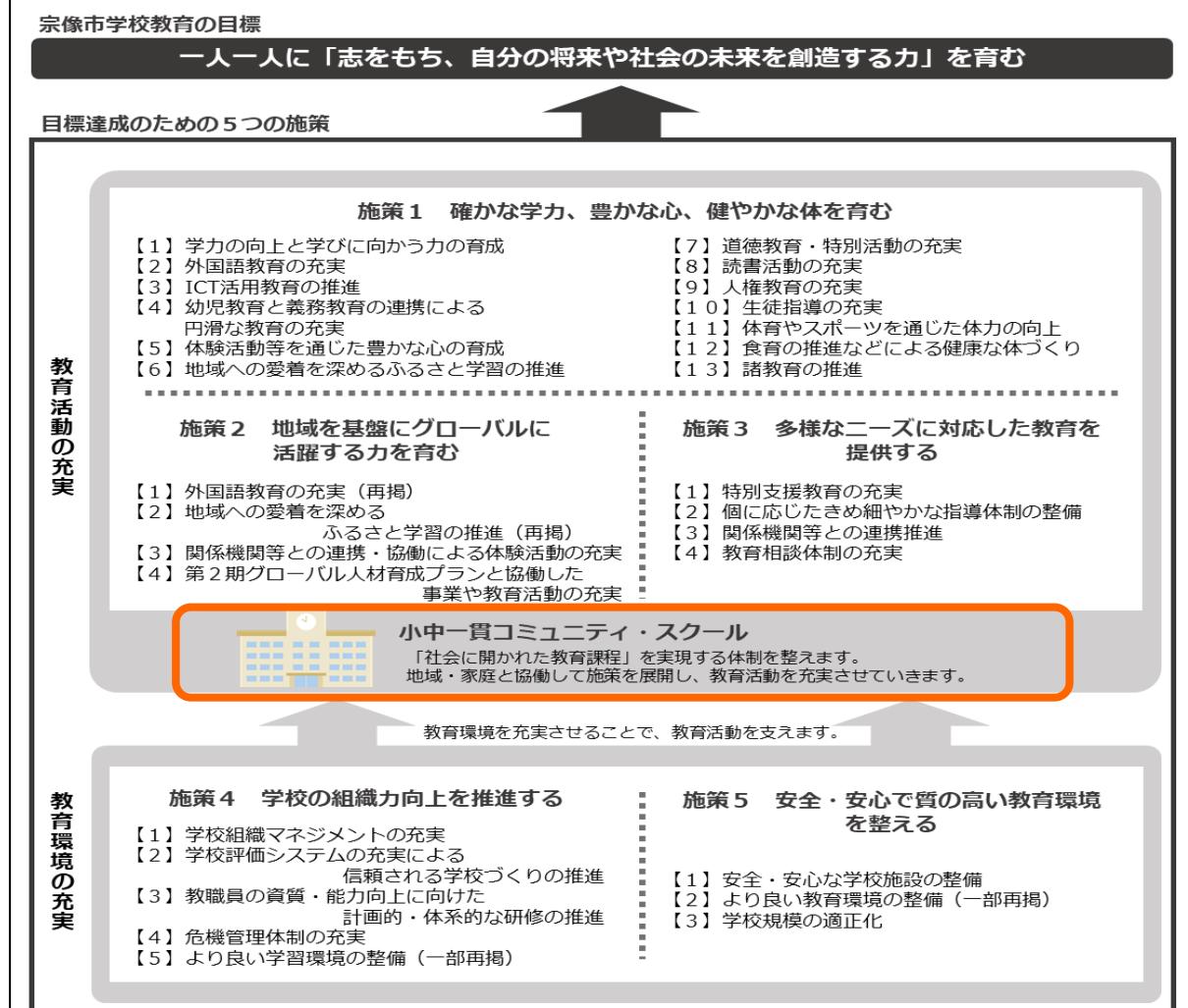
3. 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールについて

◎小中一貫コミュニティ・スクールの全校導入

令和3年3月に策定した宗像市学校教育基本計画後期計画において、宗像市の学校教育における目標を「一人一人に、志を持ち、自分の将来と社会の未来を創造する力を育む」としました。

これからの中では、学校や学校での学びがそれだけで完結するのではなく、子どもが地域の方々を始めとする様々な人と関わりながら、必要な力を育んでいくことが求められています。そのために、宗像市では小中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体的に推進する「小中一貫コミュニティ・スクール」を基盤として、様々な教育活動を行うこととしました。

これまで進めてきた小中一貫教育においては、取組をより充実させるため、必要なことや効果的なもの等を見直しました。併せて、令和4年度から市立学校全校でコミュニティ・スクールを導入し、地域や家庭との連携・協働をより、社会総がかりの教育を目指していきます。すでに中央学園と日の里学園では、令和元年度からモデル事業として学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを始めています。



Q 1. 小中一貫コミュニティ・スクールとはどんな学校のことですか？

小中一貫教育を推進する学園と学園の校区を基盤とする地域及び学園の児童生徒が生活する家庭が、学園の運営方針やめざす子ども像を共有し、目標達成に向けてそれぞれが役割を考え、果たすことで、健やかな子どもの成長を促すことができます。義務教育9ヶ年を通して、学校の子どもから、地域の子ども・社会全体の子どもへ、そして、学園・家庭・地域総がかりで地域の担い手・未来の担い手である子どもを育てていくことを目指しています。

また、小中一貫コミュニティ・スクールで学園・家庭・地域がお互いの目標・課題等の協議・共有することにより、それぞれの連携・協働した活動（地域学校協働活動）がより充実したり、新たな取組につながったりすることも期待しています。

宗像市が目指す小中一貫コミュニティ・スクールとは

小中一貫教育を推進する学園と学園の校区を基盤とする地域及び学園の児童生徒が生活する家庭が、学園の運営方針やめざす子ども像を共有し、目標達成に向けてそれぞれが役割を考え、果たすことで子どもの健やかな成長を促す取組です。学校の子どもから、地域の子ども・社会全体の子どもへ、学園・家庭・地域総がかりで地域の担い手・未来の担い手である子どもを育てていくことを目指しています。

また、小中一貫コミュニティ・スクールで学園・家庭・地域がお互いの目標・課題等の協議・共有することにより、それぞれの活動や連携した活動（地域学校協働活動）がより充実したり、新たな取組につながったりすることも期待しています。

小中一貫教育

同じ中学校区にある小中学校を1つの学園とし、義務教育9年間の共通目標の設定と一貫したカリキュラムに基づく教育。宗像市には7つの学園があり、学校や地域の特長を生かした小中一貫教育を進めてきました。これまでの小中一貫教育の成果と課題を踏まえ、9年間の一貫したカリキュラムの充実に加えて、特別支援教育や生徒指導、不登校対応など学園一体となった取組をさらに進めます。

コミュニティ・スクール

保護者や地域のみなさんで構成する「学園運営協議会」を設置した学校のこと。宗像市では学園（中学校区）ごとに設置するため“〇〇学園運営協議会”と呼んでいます。「学園運営協議会」の場では、学校の方針について校長から説明を受け、学校運営や課題について協議したり、学園やお互いの目標・ビジョンを共有したりします。学校・家庭・地域が力を合わせて学校の運営に取り組み、一体となって子どもを育んでいく仕組みです。

宗像市では、各中学校区内の小学校及び中学校を1つの「学園」とし、小中一貫教育を進めています。以降、宗像市における学校運営協議会を「学園運営協議会」と記載します。

※学園：各中学校区のこと。また、その中学校区内の小学校及び中学校のこと。※「地域」の範囲は、中学校区内ととらえてください。

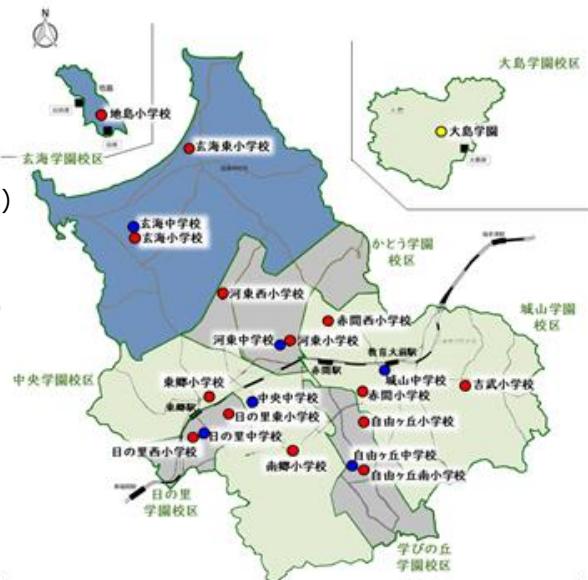
小中一貫教育

宗像市では、平成18年度から全ての中学校区で小中一貫教育を推進し、児童生徒の課題を明らかにし、その解決に向けて多様な取組を行ってきました。平成27年度からはその取組をさらに発展させて、小中一貫教育を核とした家庭・地域と連携する学校づくりを進めてきました。第Ⅰ期、第Ⅱ期の取組を踏まえて、今後的小中一貫教育では学園一体となった取組をさらなる充実を目指します。

1. 市立学校と学園

宗像市内には小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校があります。各中学校区内の小学校及び中学校を1つの「学園」とし、小中一貫教育を進めています。

- 城山学園（城山中、吉武小、赤間小、赤間西小）
- 宗像の郷「中央学園」（中央中、南郷小、東郷小）
- 日の里学園（日の里中、日の里東小、日の里西小）
- 学びの丘学園
(自由ヶ丘中、自由ヶ丘小、自由ヶ丘南小)
- かとう学園（河東中、河東小、河東西小）
- 玄海学園（玄海中、玄海小、玄海東小、地島小）
- 義務教育学校大島学園



2. 小中一貫教育の視点から学園が主体的に取り組むこと

(1) 目標の設定と共有

学園の児童生徒の実態や地域、保護者の思いや願いを踏まえ、学園の教育目標及び重点目標を、学園運営協議会での協議の上設定し、学園の運営方針を作成します。

- ◇ 目標は、地域住民や保護者にも分かりやすい言葉で簡潔に示す
- ◇ 児童生徒像を前期・中期・後期に分けて示すとともに、成果指標を設定し検証する

(2) 学習内容（教育課程の編成）

学園の共有目標の達成に向けた教育課程を編成し、学園の全ての職員が9年間の見通しに基づいた教育課程の実施・評価を行います。

- ◇ 学園共通と学校独自を明確にした教育指導計画書を作成すること
- ◇ 次の内容については、学園内で重点を決め、9年間を見通した教育課程に基づく意図的・計画的な教育を行うこと
- ・特別支援教育
- ・外国語教育
- ・生徒指導
- ・キャリア教育

- ・人権・同和教育 ・世界遺産学習を核としたふるさと学習 ・ＩＣＴを活用した教育
- ◇ 特に「生徒指導」や「キャリア教育」の視点から、小小交流活動や小中交流活動を教育課程に位置づけ、学園全体で実施・評価すること

（3）組織運営の充実

事務局校を中核とし、学園の教育目標達成に向けた教育活動を推進するための組織を編成するとともに、全職員が学園組織の一員として小中一貫教育を推進します。

- ◇ 事務局校は、学園内の各校と連携しつつ、学園における中核的役割を果たすこと
- ◇ 学園の教育目標、教育内容、教育方法や活動等に関する協議・決定の場として、学園企画会議（名称自由）を位置付けること
- ◇ 校長会、教頭会、主幹（教務）会を組織し、学園運営の充実に資すること
- ◇ 校長会は、学園の教育活動を管理するとともに、学園運営が行われるためにふさわしい分掌等の仕組みを整えること
- ◇ 教頭会は、学園における諸会議、研究や研修の企画や立案を行うとともに、各担当者へ指示してその遂行を管理すること
- ◇ 主幹（教務）会は、学園における様々な活動や取組の実務者への指導助言を行うとともに、その実施について適切に指示すること
- ◇ 学園の教育課題の解決に向けて、「連携担当者会（兼務教員会）」「校内研修担当者会」「生徒指導担当者会」「特別支援教育担当者会」「G I G Aスクール推進担当者会」等を適切に設定するとともに、学園企画会議における提案・提言を行うこと
- ◇ 各学園に、全ての職員が役割を分担して所属する「分掌部会」「教科部会」「学年部会」等を設けるとともに、定期的に会を開き協働して児童生徒の育成に資すること
- ◇ 学園の組織は、教育の成果や課題から毎年見直しを行うこと

（4）会議・研修

学園全体で行う会議・研修を企画・実施することで、学園職員としての所属意識を高め、学園の課題に対する職員の認識を整えるとともに、課題解決に向けた意識を共有します。

- ◇ 学園の所属職員が一堂に会し、互いを知り合う機会を意図的に設定すること
- ◇ 「特別支援教育」「外国語教育」「生徒指導」「キャリア教育」「人権・同和教育」「ふるさと学習」「ＩＣＴを活用した教育」等、学園共通で取り組む内容については、重点を定め合同研修会を行うこと
- ◇ 学園で目指す児童生徒像やそのための授業像を共有するために、学園合同の授業研修会を行うこと
- ◇ 主題研修においては、学園の目標達成に向けて、学園内の全ての職員が日常的に実施できる指導方法、全ての児童生徒に確実に浸透・徹底できる学習方法を究明すること

とし、全職員が当事者となる研究を行うこと

(5) 指導体制や指導方法

9年間の一貫した教育課程のもと、前期・中期・後期を緩やかにつなぐ教育の実現を目指し、指導体制や指導方法を工夫改善する。

- ◇ 主に中期段階の授業に関わる兼務教員を配置すること
- ◇ 兼務教員は、児童生徒の日常的な授業や学校生活における指導や支援を行うこと
- ◇ 中期（5、6年生）においては、教科担任制による授業を必ず実施すること
- ◇ 教科担任制で授業を行う教科数等は、学校の規模に応じて決定すること
- ◇ 兼務教員の配置や教科担任制の実施は、小中間及び小小間連携や学校間の取組の違いによる児童生徒の心的不安の解消を主たる目的として実施すること
- ◇ 成果や課題を毎年振り返るとともに、目標達成に向けた取組となるよう改善を重ねること

(6) その他

コミュニティ・スクールの考え方に基づき、学園の実態に応じた小中一貫教育の実現を図るとともに、小中一貫教育の特色化を図る。

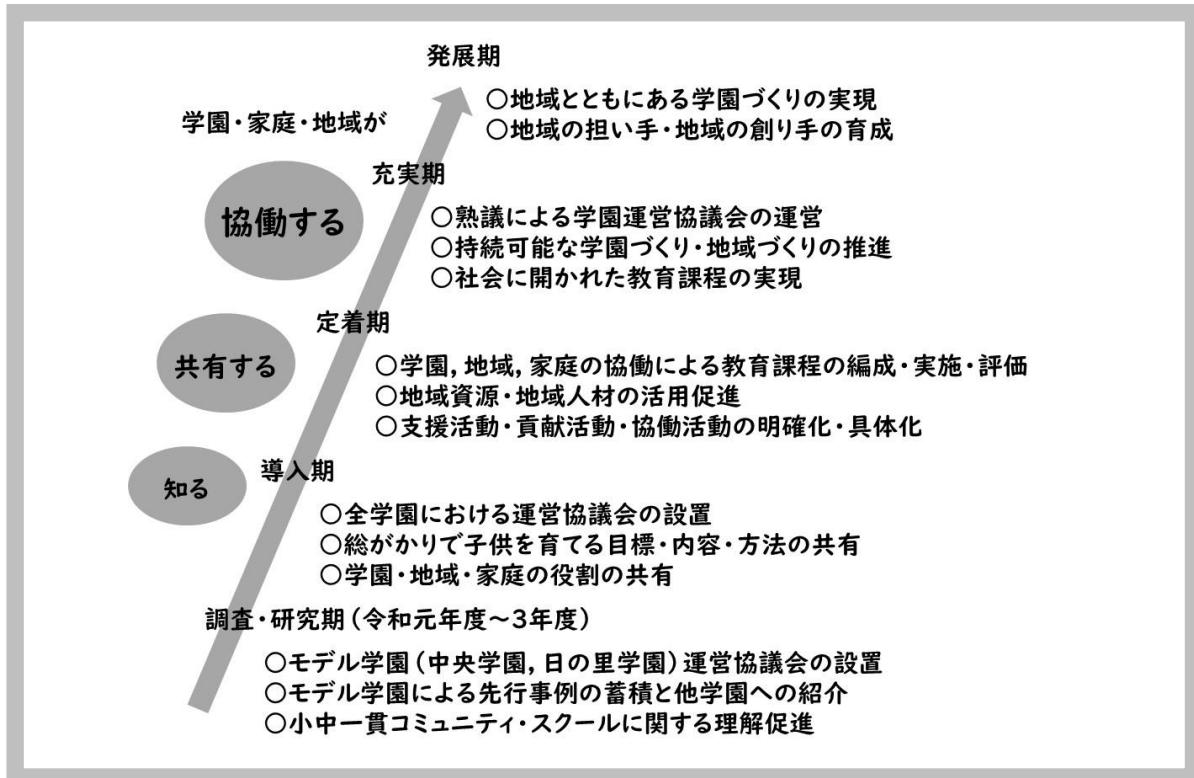
コミュニティ・スクール

地域や保護者のみなさんが構成する「学校運営協議会」を設置した学校のこと。宗像市では、学園ごとに設置するため、“学園運営協議会”と呼んでいます。学園運営協議会の場では、学園の方針について校長から説明し、学園運営や課題について協議したり、学園やお互いの目標・ビジョンを共有したりします。学園・家庭・地域が力を合わせて、一体となって子どもを育んでいく仕組みです。

宗像市ではこれまで学校運営評議委員会を設置し、学園が地域や家庭の理解や協力を得ながら教育活動を推進してきました。令和4年度からは市立学校全校でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、地域の子ども、社会全体の子どもを育てていくため、学園だけでなく地域や保護者とより一層連携・協働し、総がかりで子どもの学びを支えています。

コミュニティ・スクールの推進に当たっては、以下の推進計画に従って、学園や地域の実情に合わせて出来ることから見直しや取り組みを進め、地域学校協働活動につなげていくことを目指しています。そのために教育委員会では、学園運営協議会への参加や運営への支援・指導助言を行うとともに、学園運営協議会委員等への研修の充実を図ります。また、地

域住民や保護者に対し積極的な普及・啓発を行い、学園運営への理解とさらなる参画を促す環境づくりに努めます。



宗像市の中小一貫コミュニティ・スクール推進計画

1. コミュニティ・スクールの視点から学園と学園運営協議会が主体的に取り組むこと

(1) 熟議による目標やビジョンの共有

学園運営協議会では、学園の目指す子どもの姿や学園運営について協議し、目標を共有します。目標を共有することで、学園・家庭・地域がそれぞれの役割やできることを考えるきっかけとなり、今後の取組につながります。学園・家庭・地域はそれぞれの目標や目指すビジョンを持っていますが、学園運営協議会での熟議を続ける中で、お互いの目標を共有したり、理解が深まつたりすることで、より一体となって子どもを育むことができます。

(2) 情報発信

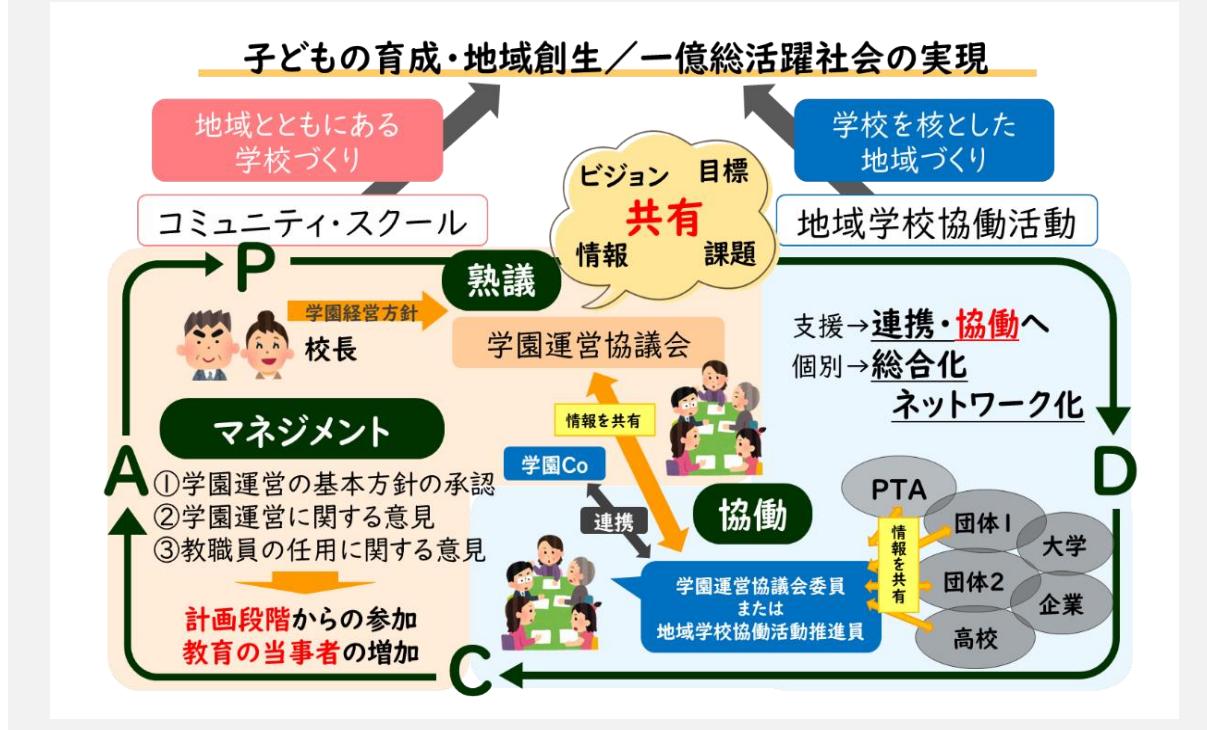
学園運営協議会で話し合い、共有した内容について、保護者や地域に広く発信し、地域全体の理解と協力を求めていきます。学園の教育活動への理解促進を図るとともに、地域全体で子どもを育んでいくという当事者意識を高めます。

(3) 地域・家庭に開かれた教育課程の編成

小中一貫教育の共通目標の達成に向けて編成した教育課程を積極的に学園運営協議会に公開し

て理解を求めるとともに、実現に向けて協力を得る必要があります。

学園運営協議会は協議を行う場ですが、学園運営協議会で熟議し共有した目指す子どもの姿を達成するために、学園・家庭・地域の役割やできることをそれぞれが考え、活動に活かしていくことが大事です。その結果を、学園運営協議会へフィードバックすることで、連携方法を模索したり、新たな活動につなげたりすることができ、協議・共有の場（学園運営協議会）と活動の場（地域学校協働活動）を中心にPDCAサイクルを進めていくことができます。



Q 2. 学園運営協議会が有する3つの権限（機能）の意義は何ですか？

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（平成29年改正）では、学校運営協議会の主な機能として、次の3つが示されています。

- 4 対象の学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない（方針の承認）。
- 5 （略）
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる（意見の申出）。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村教育委員会を経由する者とする（任用に関する意見）。

Q. どうして、このような機能があるのでしょうか？

◆宗像市小中一貫コミュニティ・スクールでは、
学園が作成する学園経営に関する基本方針等を承認する

宗像市学校運営協議会規則において、対象学校の校長は、(1) 教育課程の編成に関すること、(2) 学校経営計画に関すること、(3) 組織編成に関することの3点について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得ることと規定しています。本市では、小中一貫教育推進の視点から、各学校の方針を含む、学園全体での方針について承認を受けて頂くようお願いします。

この項目は、「承認」を通じて、育てたい子ども像やめざす学校像を共有し、協働して教育の充実に取り組むための当事者意識の向上につながります。なお、ここで言う「承認」とは許可するというより、「レツツの承認」つまり、地域の人々や保護者が、校長と共に学校運営に責任を負う体制の構築に資する所に意味があります。



学園運営協議会で学園の基本方針が承認されない場合、どう対応したらいいのですか？

協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合、校長と協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければなりません。協議会の運営が著しく適正を欠いていることを理由に承認を得られない場合、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。こうした状況が継続する場合、教育委員会が解散を含めた必要な措置を行います。



◆宗像市小中一貫コミュニティ・スクールでは、

学園の小中一貫教育の充実に向けた学園運営について、教育委員会又は校長（学園）に意見を述べることができる

この項目は、学校の教育活動に対し、様々な角度や多様な見方からの意見をもらうことで、教育活動や地域連携に関する改善を図ることができます。教職員や保護者・地域の人々の意識づくりにつながる観点から意義があります。

◆宗像市小中一貫コミュニティ・スクールでは、
小中一貫教育の充実に向けて備えるべき教職員の資質・能力やその育成の在り方について、教育委員会に意見を述べることができます

学園運営協議会は、学園の課題解決や教育活動の充実のために学園や校内体制の整備充実を図る観点から、教職員の任用に関して意見を述べることができます。これは、教育目標等

の実現に向けて教職員の配置を求めるための機能です。本市では、小中一貫教育を進める上で、学園の特色化や学園経営の充実のために必要な内容についての意見をいただくことを想定しています。また、この規定も前項目同様、必ず毎年意見を述べなければならないものではありません。小中一貫教育を充実させるために、どのような教職員を育成する必要があるのか、どのような体制を整えていく必要があるのかについて、議論を深めていただくことが重要です。

この項目については、学校運営協議会が承認した学校運営の基本方針をふまえて、実現しようとする教育目標・内容にかなった教職員の配置を得る観点から意義があります。

○学校運営協議会を設置する多くの学校では、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営方針を後押しする意見が述べられています。また、学校運営協議会は、合議制の機関なので、個人としての意見が尊重されるわけではありませんので、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。

○例えば、これまで学校運営協議会で出された意見をみると、△地域との連携を強化するため、社会教育主事の資格を持った教員を配置して欲しい。△外国語教育に力を入れる必要がある地域のため、小学校に中・高の英語の免許を所有する教員を配置して欲しい、等が出されています。

○平成29年度の一部改正では、「学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。」としています。この教育委員会規則で定める事項例としては、例えば、「協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、個人を特定しての意見ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることなど」が想定されています。

Q 3. コミュニティ・スクールになると、何か変わることはありますか？

○学習指導要領に示されている『地域とともにある学校』を目指します。地域の目標と学校の目標が共有され、学校、家庭、地域が一体となって、子供を育てるという視点を再認識し、保護者や地域住民が参画しやすい学校へと変わります。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が有する機能の意義

③学校運営協議会は、職員の任用に関する事項について、任命権者に対し意見を述べることができる（任意）

※学校運営協議会制度を導入している教育委員会約76%において、教育委員会規則にその旨が明定

■学校運営協議会が承認した学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標・内容等にかなった教職員の配置を得る観点から意義を持つ。

①職員の任用に関する事項の対象は、採用・昇任・転任であり、分限や懲戒、勤務条件は対象外がである。

②任命権者は、職員の任用に当たり、学校運営協議会が述べた意見を尊重するものとする

「教職員の任用に関する意見の申出」があった学校は約 16% (H16~23)

【要望の例】（混乱について、あてはまる0%、少しあてはまる4%にとどまっている(H27調査)

・地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置

・小学校に「中・高の英語の免許」をもった教員の配置

・若手教員の育成のために「学年主任ができるリーダー性」をもった教員の配置

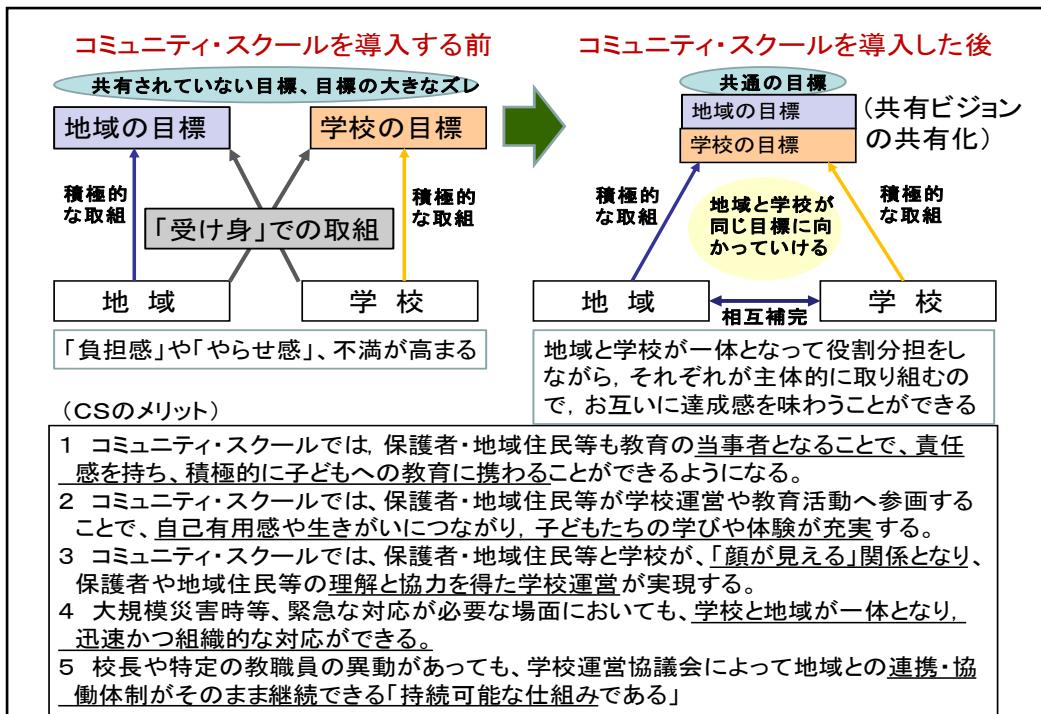
・部活動の専門的指導ができる教員の配置

・学習支援員の複数配置

（平成29年度の改正）

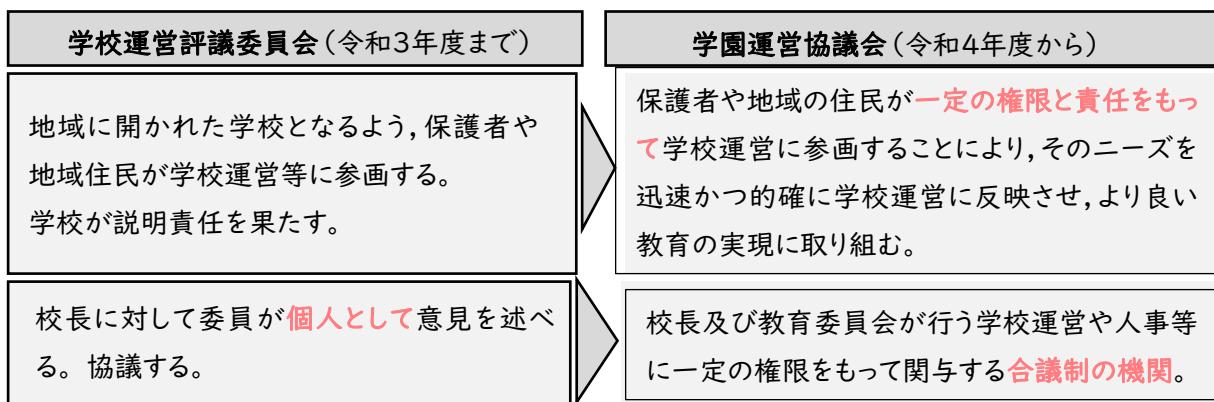
学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

教育委員会規則で定める事項例としては、例えば、「協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、個人を特定しての意見ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることなど」が想定されています。



Q 4. 学園運営協議会ができると、学校運営評議委員会はなくなってしまうのですか？

宗像市ではこれまでの学校運営評議委員会で培ってきた地域や家庭との関わりを生かし、学校運営評議委員会を発展的に解消し、学園運営協議会に移行します。すでに学園運営協議会を設置しているモデル学園（中央学園と日の里学園）以外の5学園は令和4年度から学園運営協議会を設置します。



●学園運営協議会設置から会議開催までの流れ

①教育委員会が対象校に通知（様式〇）

※教育委員会が学園ごとに学園運営協議会を設置し、その協議会の対象となる学校を指定します。

②教育委員会が学園に委員の推薦依頼（様式〇）

③学園が教育委員会に委員の推薦（様式〇）

- ④教育委員会が委員候補者対象の説明会を開催
- ⑤教育委員会が委員の任命（委嘱状）※委嘱日は各学園の第1回目の会議開催日
- ⑥第1回学園運営協議会の開催

Q 5. 学園運営協議会委員はどのような人がなりますか？また、何をするのですか？

◎ 学園運営協議会の委員

学園の校長からの推薦に基づき、教育委員会が任命します。

任期は、任命の日（各学園の年度初回の会議日）からその年度の年度末までです。再任は可能です。委員は、特別職非常勤の地方公務員となり、報酬と費用弁償が支払われます（教職員以外）。宗像市では、報酬2,000円（所得税源泉あり）、費用弁償2,000円です。

◎ 委員の選出

1協議会につき16人以内とし、以下から選出することと規定しています。

- ①学校が所在する地域住民 ②保護者 ③学校の運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等） ④対象学校の校長 ⑤対象学校の教職員 ⑥学識経験を有する者 ⑦その他、教育委員会が必要と認める者

【委員選出に係る留意点】

規則に基づき、以下のような考え方で委員の推薦をお願いします。

①学園の中から、必ず校長の代表が1人以上委員として参加（1人でも複数でも可）。※学園・地域・家庭が対等な立場で熟議するため（学校対地域・家庭ではない。）

②地域住民代表として



コミュニティ運営協議会から1人以上選出（コミュニティ運営協議会役員に加え、地域で活動されている方等を選出いただくことは可能）。

③学園コーディネーターは、会議の運営や進行の調整を行うため委員には含めない。

④地域学校協働活動推進員は、地域と学園との連絡調整、情報の共有を行っていただくた

め、当面は必須ではなく、学園や地域の状況に応じて委員として選出。

⑤令和4年度はすべての学園で規則どおり16人以内で委員を委嘱（17人以上の委嘱は不可）。

※発足後、委員以外で学園運営協議会の会議に参加してもらいたい方がいた場合はオブザーバーとして参加いただくことが可能です。ただし、特別旅費の支払に係る予算の都合上、事前に人数や回数について教育委員会にご相談ください。

※令和4年度の学園運営協議会運営を通して、委員の増員が必要と学園で判断された場合は、選出区分と人数について教育委員会にご相談ください。令和5年度以降の委員定数について検討します。

【委員選出の目安】

※以下の人数は目安です。すべての区分から必ず1人以上選出しなければならないわけではありません。委員選出にかかる留意点を踏まえ、学園の状況に応じて委員の選出をお願いします。

区分	選出の考え方	目安の人数
保護者	PTA役員など各学校より1人ずつ	1~4人
地域住民	コミュニティ運営協議会から1人以上、その他は自由。	1人以上
対象学校の運営に資する活動を行う者	地域学校協働活動推進員（宗像市では現在、放課後子ども教室や未来塾などで活動する推進に委嘱）や地域で活動する団体の代表者など	1人以上
対象学校の校長	学園代表で1名は必ず入れる。その他は自由。	1人以上
対象学校の教職員	学園の実情に合わせて選出。 教職員は事務局としても参加するので、委員は0人でも可。	
学識経験者	大学教授など	1人以上
その他、教育委員会が適当と認める者		



校長を必ず1人委員に含めるのはなぜですか？

学園運営協議会は、学園の運営について学園、地域、家庭が対等な立場で協議する場です。これまでのモデル学園の取組も踏まえて教育委員会で検討した結果、「学園」対「地域・家庭」の協議ではなく、学園教職員も委員として協議を行うために、宗像市では校長を必ず1人は代表で委員として参加していただくことにしました。



コミュニティ運営協議会からの委員は、会長や事務局長にお願いするべきですか？

必ずしも会長や事務局長でなければならないということはありません。学園運営協議会は、学園と地域住民・保護者が目標・ビジョンを共有し一体となって地域の子どもたちを育てていくための協議を行う場であり、協議した内容をそれぞれ地域や家庭に持ち帰り、子どもの育成につなげていくことを目指しています。そのため、青少年育成部会長など、その地域のコミュニティ運営協議会の状況に合わせた人材を選出いただくようお願いします。



委員以外の方は参加できないのですか？

規則上は、委員以外の方の参加も可能です。ただし、オブザーバーの参加者には特別旅費を支払いますので、予算の範囲内での参加をお願いしております。委員以外の方の参加を予定している学園は、年度初めの年間計画提出時に教育委員会へご相談ください。



議題によっては、児童会や生徒会の子どもたちが参加し代表で、提案や意見を言うこともあります。



◎ 学園運営協議会の会議

- ・学園運営協議会は、学園の運営や運営への必要な支援に関する協議の場です。
- ・会議は年間5回程度を想定しています。年度当初に年間の会議スケジュールを学園から教育委員会へ提出してください。
- ・会長・副会長は、互選により1名ずつ選出します。会議は会長が招集します。
※毎年度、第1回目の会議の時点では会長が決まっていませんので、第1回目の会議は学園の校長名（連名または事務局校長名）で会議の開催通知を発出し、会長決定後の2回目以降の会議は会長名で案内してください。
- ・会議の議事進行は会長が行い、全体の司会進行は学園コーディネーターが行います。議事は、出席した委員の過半数をもって決し、同数のときは会長の決するところによります。
- ・会議に参加した委員（教職員を除く）には、教育委員会から報酬と費用弁償を支払います。支払請求書に、会議に参加した委員の署名または押印のうえ、会議資料と議事録を添付して教育委員会に提出してください。

委員：報酬2,000円、費用弁償2,000円 オブザーバー：特別旅費1,000円（要事前相談）

◎学園運営協会委員は何をするのですか？

委員には、年5～6回程開催される会議において、学校運営に関する基本方針の承認の他、学校や地域の課題解決に向けた協議、学校評価などを行います。また、学校を支援する様々な組織（父母と先生の会、学校応援団、町内会他）の代表の方に委員になっていただくこと

学校運営協議会の年間議事内容(例)	
※議事内容は各協議会でよく考慮し、充実した協議会運営の工夫をしましょう。	
3月	・学校運営の基本方針の承認 ・次年度の基本方針・教育課程の内容等の説明を受け、審議し、承認します
4月	・学校運営協議会や地域学校協働本部での年間計画・評価計画等の確認 ・基本方針・目標の達成に向けて、それぞれの立場で何をすべきかを確認し、取り組みます。
5月	・今年度の組織編成について ・学校がやること・保護者がやること・子どもたちがやること・地域がやること等
6月	・今年度の予算執行計画について ・本年度の予算計画を共有します
7月	
8月	・教職員・保護者・地域での熟議 ・熟議での「共有」を目指します。 (スマホの取扱いについて考えよう)
9月	・中学校区合同運営協議会で熟議 ・(前期)学校関係者評価の実施 ・中学校区での課題(あいさつ運動)について考えます ・前期の学校評価について意見を述べます
10月	・委員研修会(勉強会)の実施 ・委員の学びも必要です。(子どもの学力について、子どもの生活の様子について、学習指導要領について)
11月	・教職員の任用の意見について ・目指す学校像・学校経営ビジョンを実現させるための意見です。
12月	・地域学校協働活動の進捗について
1月	・学校関係者評価(後期)考察 「基本的な方針の承認」「学校や教育委員会への意見申出」「教職員の任用に関する意見の申出」「学校関係者評価」「地域学校協働活動支援に関する協議」等
2月	・次年度学校運営の基本方針の承認(仮)
3月	A 未来志向 ①情報の共有→未来に向けて ②目標・ビジョンの共有→未来に向けて ③手段の共有→未来に向けて B 課題解決 ①情報の共有(課題) ②課題の共有(原因) ③手段の共有(対策・課題対応)

で、それぞれの組織が共通の目標に向かって活動することが期待されています。右上の資料に、学校運営協議会の具体的な年間議事内容を示しています。毎回の協議会では、熟議テーマ（「スマホの取扱いについて考えよう」「地域の力をどう子どもたちの教育に生かすか」「家庭学習のすすめについて考えよう」）を設定して、委員がしっかりと自分の考えを出し合い、議論をします。



基本方針への承認は必ず毎年行わなければならないのですか？

法律の規定により、「学校運営協議会」が必ず行うこととして、この「校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること」が定められています。これを受け、宗像市学校運営協議会規則でも校長が毎年度基本方針を作成し、学園運営協議会の承認を受けることを規定しています。



年間の全ての協議会で「熟議」をする必要がありますか？

学園運営協議会では、学校・家庭・地域の三者でしっかりと議論し、共有していくことが重要です。そういうねらいからも計画的に熟議をすることが大切です。



Q 6. 小中一貫コミュニティ・スクールのメリットは何ですか？

コミュニティ・スクール（学園運営協議会制度）の仕組みを導入すると、①校長や教職員の異動があっても、学園運営協議会委員は変わらないので、学園運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制が継続できます。②学園運営協議会や会議（熟議）等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有することができます。その過程を通して、保護者だけでなく地域住民も学校に関わっていくという当事者意識をもつことで、社会総がかりで子供を育てていくという意識を共有することができます。③校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者が当事者意識をもつとともに、役割分担をして連携・協働する取組ができるようになります。

Q 7. 小中一貫コミュニティ・スクールを進める上で大切にしたいことは何ですか？

- 学園や地域の実情に合った小中一貫コミュニティ・スクールの推進
- 学校・家庭・地域の方々一人一人の当事者意識の高揚
- 学園と家庭・地域の共有目標の共有化と役割・分担と連携・協働活動の重視
- 9ヶ年によるカリキュラム（小中一貫教育を軸とした教育活動）の共有及び学園の運営



学園や地域の実情にあわせて推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていく仕組みです。教育委員会や学校が家庭や地域の役割や活動を指定するなど、全校・全地域一律の取組を行っていくものではありません。子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を目指しています。



学園ごとの「共育目標：目指す子ども像」（※共育目標とは学校・家庭・地域の三者の目標のこと）

宗像市教育委員会として学校教育で子どもに育みたい力は、「志を持ち、自分の将来や社会の未来を創造する力」です。これを前提として、学園や地域の状況を踏まえた学園ごとの三者の「共育目標（目指す子ども像）」を設定します。この共育目標設定に当たっては、それぞれの小学校での目標を中学校でまとめるのではなく、小学校から中学校9年間を意識した学園の目標と考えています。その共育目標達成を目指し、小・中学校・家庭・地域それぞれの取組につなげていきます。



学園・家庭・地域の連携・協働と役割・分担の明確化

学校・家庭・地域が「どんな活動をするか」からスタートするのではなく、「どんな子どもを育てたいか」を協議し、共通認識を持つことが重要です。目指す子どもの姿に向かって、学園運営の充実に向けて取り組むとともに、学園・家庭・地域が学園運営協議会で協議した内容を持ち帰り、それぞれの役割・できることは何かを考えていくことが必要です。そこから、学園・家庭・地域それぞれの取組や連携・協働した活動が生まれ、地域学校協働活動の展開につながります。



9年間を通しての家庭・地域等との関わり

9年間を軸としたコアカリキュラムを学校・家庭・地域で共有し、取り組みを進めて行くことが大事です。小学校段階では、地域・家庭や団体・関係機関等様々な大人と関わりながら、多くの経験をして社会への理解を深めます。(地域を知る段階)

一方、中学校段階では、小学校段階での多くの経験を糧に、学校から出て様々な活動を行うことで、地域・家庭や団体・関係機関等へ貢献します。(地域に貢献する段階)

Q 8. 小中一貫コミュニティ・スクールにはどんな効果がありますか？

子どもにとっての効果



- 小小・小中間の交流や兼務教員等による小中間の教職員の関わりにより、中学校進学への安心感が高まり、中1ギャップの解消につながります。
- 学園で小学生と中学生が関わることで、上級生への憧れや尊敬の念が育まれたり、下級生との関わりを通して自己肯定感や自尊感情が高まったりします。
- 学校にとどまらず、社会とつながりながら学ぶことで、9年間の学びが社会や自分の将来とつながっていることを実感でき、自分の力で人生や社会をよりよくできるという思いをもつことにつながります。このことは、変化の激しい社会において、子どもが困難を乗り越え、未来に向かって進む原動力になります。

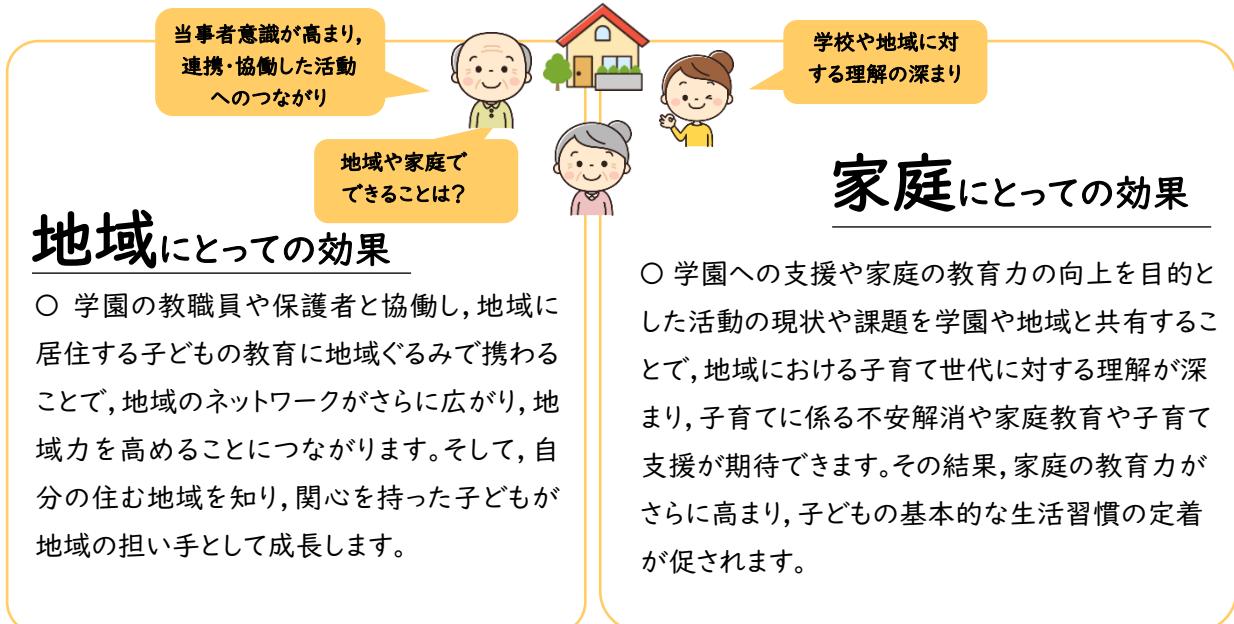
地域や家庭と連携・協働した
学園(学校)経営



特色ある
学園づくり

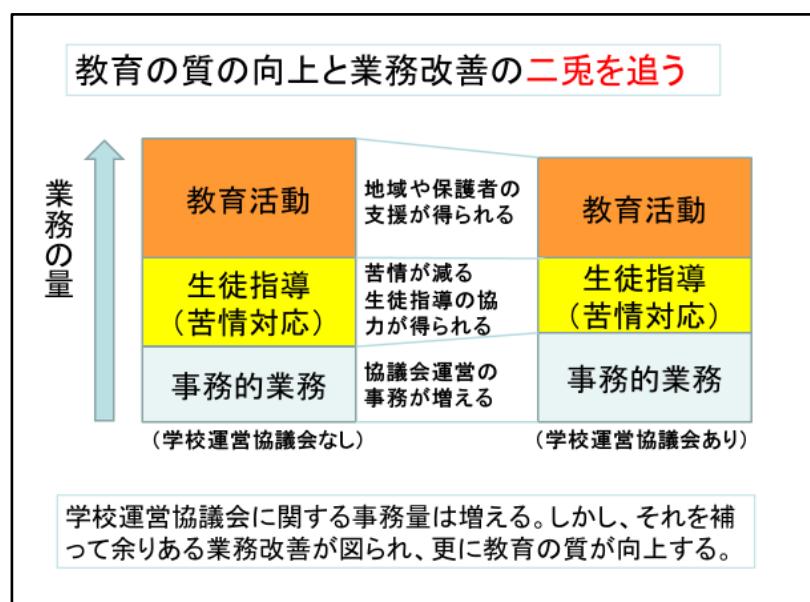
学園にとっての効果

- 小中の教職員が交流・連携することで、9年間の継続した指導や授業改善につながります。
- 小中一貫教育を核として進めてきた学園の教育活動に、地域や家庭の協力による教育資源が加わり、教育の効果が高まります。また、地域住民や保護者と協働することは、教職員一人一人の識見を広げるとともに、地域における学校の役割の再認識につながります。さらに、地域の将来を見据えた特色ある学園づくりにつながります。



Q 9. 学園運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのではないか？

教育の質の向上と業務改善の二兎を追う			
業務の量	教育活動	地域や保護者の支援が得られる	教育活動
	生徒指導 (苦情対応)	苦情が減る 生徒指導の協力が得られる	生徒指導 (苦情対応)
	事務的業務	協議会運営の事務が増える	事務的業務
(学校運営協議会なし)		(学校運営協議会あり)	
学校運営協議会に関する事務量は増える。しかし、それを補って余りある業務改善が図られ、更に教育の質が向上する。			



Q10. 学園運営協議会の会議等 小中一貫コミュニティ・スクールを円滑に進め るためには、どうすればいいですか？

小中一貫コミュニティ・スクール推進のための3つの機能

学校と地域の人々が相互理解や相互信頼を深めるために

学校運営協議会での協議
(学校運営協議会委員)

多くの当事者による熟議
(保護者・地域住民・教職員)

〈地域とともにある学校の運営において大切な視点〉

①関係者が当事者意識をもって「熟議(熟慮と議論)」を重ねること

②学校と地域の人々が「連携・協働」して活動すること

③学校が組織として力を発揮するための「マネジメント」



熟議

関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議(熟慮と議論)」を重ねることが大切です。

協働

学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かってとともに「協働」して活動していくことが大切です。



マネジメント

その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと教職員全體がチームとして力を発揮できるよう、組織としてのマネジメント力を強化していくことが大切です。



学園運営協議会が設置され、地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として、①「熟議」、②「協働」、③「マネジメント」の3つがあります。学園運営協議会は、学校と地域がビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に連携・協働していくための基盤となることが期待されています。

①「熟議」

熟議とは、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。具体的には（ア）保護者、教職員、地域住民が集まり、「学校や地域の課題」を共有し、（イ）そのことについて学習したり、情報を収集したりしながら、熟議し、議論をすることにより（ウ）互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、（エ）それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、（オ）それが納得して自分の役割を果たすようになります。熟議のテーマ例として、◇○○小の子供たちがどう育って欲しいか、◇○○小の教育に地域の力をどう生かすか、◇下校時の安全をどう確保するか、◇学校と地域が児童のために一緒に出来ることはないか、等々、考えられます。熟議で話し合い、出された意見や方向性について、プランを練り、課題解決に向けた具体策として実践につなげていくことが期待できます。



ア 関係者が当事者意識をもって「熟議」を重ねること

学校運営協議会委員による熟議 ①



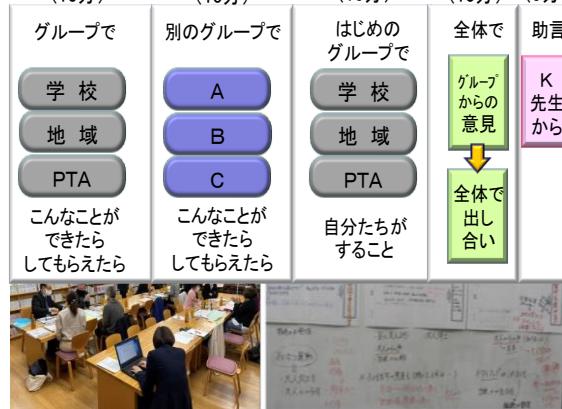
学校運営協議会計画 ②

回	期 日	内 容	熟議の内容
1	5月30日(木) 19:00～ 校長室	○委員の紹介・委嘱状交付 ○学校運営協議会内規・方針 ○学校経営要綱・重点目標・学校評価等 説明 ○本年度の学校運営協議会の活動目標	本年度の目標や学校評価の内容について
	6月5日(水)	福津市コミュニティ・スクール説明会	
2	5月26日(水) 9:00～ 福津東中学校	○東中ブロック合同協議会	各校の「接棒」の取組の成果と課題、アイデア等
3	7月10日(水) 19:00～ 校長室	○第1回地域一齊あいさつ運動反省 他 ○課題把握と課題解決のための取組について熟議	地域の人があいさつ場になるために、校区文化祭をどのように盛り上げるか
4	9月4日(水) 12:20～ 校長室	○給食試食・学習参観 ○学校評価・学校関係者評価 (1回目) ○学校運営協議会活動中間総括	参観時に感想や意見交換 (モニターランの実施)
5	12月1日(水) 19:00～ 校長室	○第2回地域一齊あいさつ運動反省 他 ○課題解決のための取組についての熟議	「子どもたちが、地域と関わる学習や活動をもっとよぐくするために、できることは」
6	3月4日(水) 19:00～ 校長室	○学校評価・学校関係者評価 (2回目) ○平成31年度学校運営協議会活動を振り返って ○令和2年度の学校経営構想・協働事業について	本年度のふり返り 経営構想や事業の見直し等

※熟議:学校・家庭・地域での協議→協働活動（独自活動・共働活動を決める）

熟議のテーマ…「挨拶」(子どもたちが地域でもっと挨拶をする ③ ことができるために、できることは…) 例:(ワールド・カフェ方式)

(10分) (10分) (10分) (10分) (5分)



ア 関係者が当事者意識をもって「熟議」を重ねること

熟議:テーマ例 ④

子どもたちがどう育ってほしいか	学校と地域が一緒にやれることは	「いじめ」をぼくめるするには
子どもたちの「学力」を向上させるには	地域の力をどう子どもたちの教育に生かすか	下校時の安全をどう確保するか
あいさつ日本一の町をめざすために	学校と地域の合同運営会について	携帯電話の取り扱いについて
郷土学習で何を子どもたちに伝えるか	統合する学校の子どもたちにできることは何か	地域に貢献できることは何か

熟議:展開例(約60分)

①オリエンテーション	5	なぜ、熟議開催に至ったのかを改めて確認する
②テーマに関わる資料の共有	10	テーマについての知識・背景を共有する。
③熟議(前半)スタート	20	自己紹介一意見(思い)をたくさん出す(付箋紙を利用)
④熟議(後半)スタート	15	前半で出た意見について、方向性を持って話し合い
⑤グループごとの発表	5	各グループ1分程度でまとめ、全体で発表する。
⑥終わりのあいさつ	5	今後の話し合いの場をどこで持つかを提案する。

学園運営協議会においても、学校や家庭・地域の関係者で目標やビジョンを共有したり、活動状況等を共有したり、評価を共有するために、熱心に様々なテーマで熟議がなされます(①・③・④)。

学園運営協議会では、「必ず熟議をする必要がありますか?」という質問がありますが、学園運営協議会では、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子

どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標やビジョン」を共有していく役割があります。

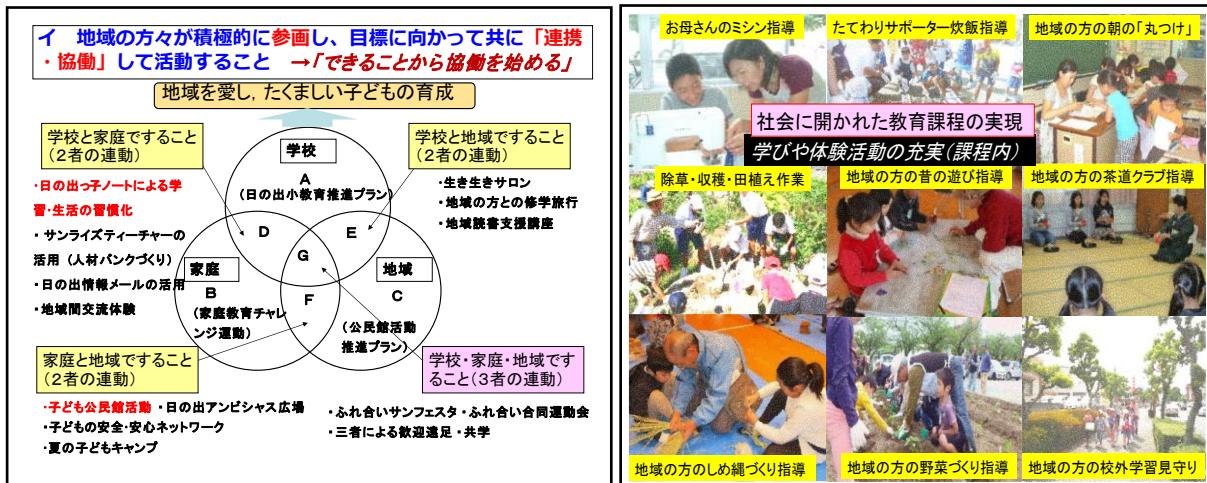


そのためにも熟議の場は必須です。各学園では、学園運営協議会の年間計画の中に熟議計画も示しながら活発な学園運営協議会が展開できるように工夫しています（④）。熟議の形態としては、「ワールド・カフェ」方式（③）やトークフォーカスなど様々な形態が考えられます。また、熟議テーマによっては、子どもたちとの合同熟議などを取り入れている学校もあります（⑤）。

② 「協働」

協働とは、同じ目的・目標に向かって、対等の立場で協力して共に働くことです。保護者や地域住民等が計画段階から参画し、現状や課題、目標・ビジョンの共有ができた上で、目標に向けた取組を初めてはじめて「協働」といえます。現状や課題、目標・ビジョンについて、多様な関係者が当事者意識を持って、協議し、共有する場が学園運営協議会や熟議です。

熟議で共有したビジョンや目標の体制に向けて、力を合わせて「子どもたちのため」に取り組みます。熟議で出た意見は、すぐに全てが実行できるわけではありませんが、「できるところから協働を始める」ことで、「子どもたちのため」に取り組もうとしている人が徐々に広がり、多くの人が関わる協働体制が構築できることが期待できます。三者による連携・協働の活動としては、図に示していますように、登下校の見守り活動や地域の清掃活動、地域住民の専門性を生かした教育活動等A～Gの連携・協働の活動があります。



③ 「マネジメント」

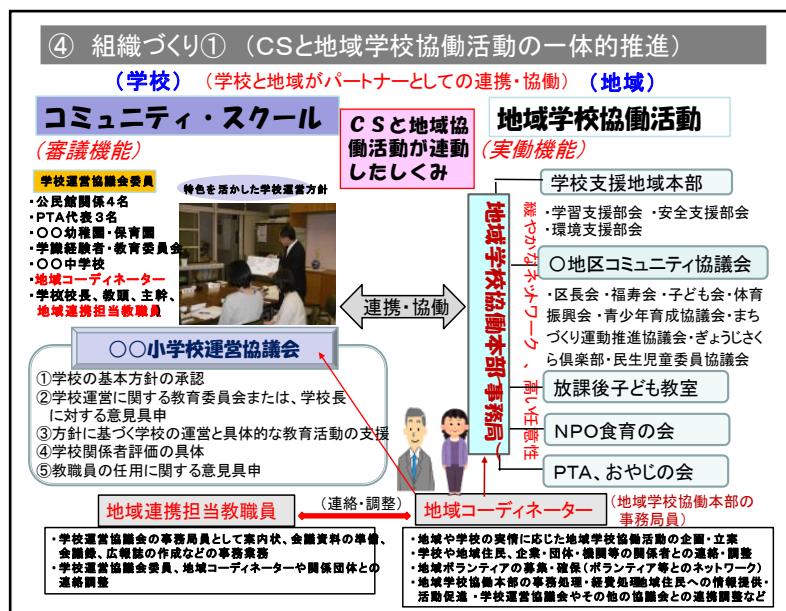
協働の中核となる学校は、校長のリーダーシップの下、教職員全員がチームとして力を發揮できるよう学校と保護者・地域住民等を有機的に結び付け、共通の目標に向かって動き出す能力や学校内に協働の文化を創り出す取組として「マネジメント」力を強化する必要があ

ります。

(1) 学校内の組織体制と協働文化の構築

○学校と地域の協働による取り組みを効果的に進めるための、教職員の役割分担と校内体制づくり、学校内の企画・調整機能、事務体制の強化が必要。

○教職員と地域住民を効果的につなぐ交流機会の創出等を通じた、学校に関わる全ての関係者がチームの一員であるという意識を共有させること。



(2) 学校関係者が持つ専門性やネットワークを生かした学校運営

○様々な関係者の意見をふまえた学校の課題・目標・ビジョンの設定と共有。

○地域との関係を構築し、多様な専門性を有機的に結びつけ、学校が抱える課題の解決や目標達成に向けた協働の促進。

(3) 学校の教育力を向上させるための工夫

○カリキュラム・マネジメント

- ・学園運営協議会委員の授業研究への参加
- ・委員による授業評価
- ・委員による意見や評価を反映したカリキュラム編成

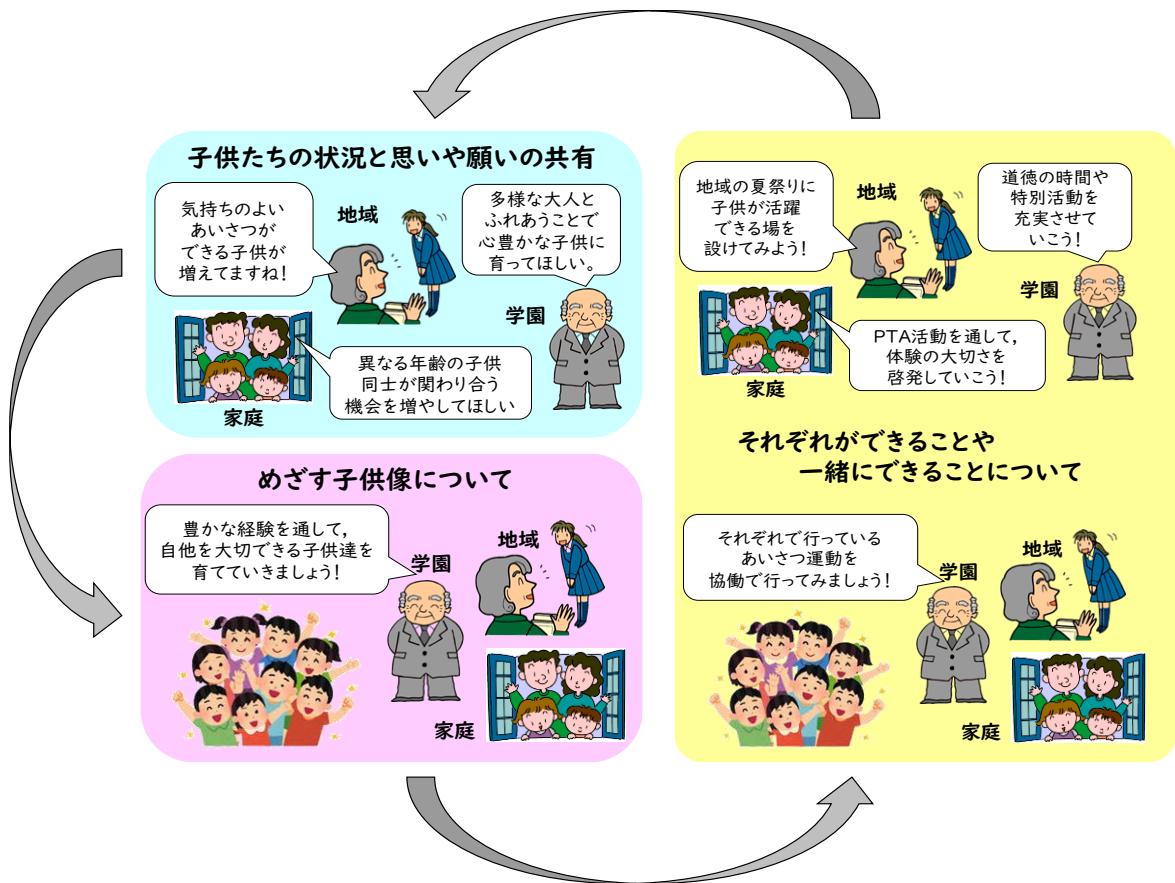
○地域との協働による取組を通じた教職員の資質・能力の向上

○学園運営協議会から家庭や地域に向けた情報発信

Q11. 学園運営協議会の主な役割等を教えてください

役割Ⅰ 総がかりの教育の実現に向けた熟議

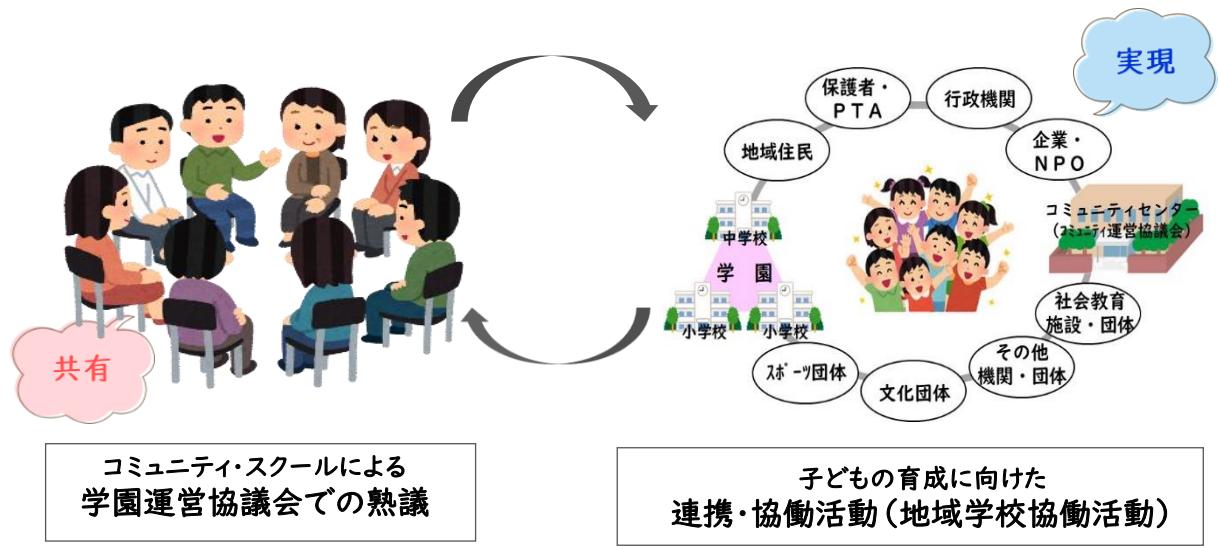
- 学園の運営方針や課題について熟議する。
- 学園・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしながら、総がかりで子どもを育む際の目標その具体策等について熟議する。



※児童生徒を育む教育課程を学園（学校）・地域・家庭の総がかりで編成・実施・評価するイメージが大切です。

※編成・実施・評価を繰り返していくことで子どもは成長し、学園・地域・家庭の関係も強化されていきます。

※子どもを中心に据えて、「それぞれが」「互いのために」「一緒に」取り組む活動は、「貢献活動」「協働活動（地域学校協働活動）」「支援活動」のように整理することができます。学園運営協議会での熟議から、地域学校協働活動などの活動で目標の実現につなげます。



役割2 学校関係者評価の実施

学園が、学園の教育目標達成に向けて進める教育活動（小中一貫教育）の自己評価の妥当性を評価する。

学校教育基本法第42条及び学校教育法施行規則第66条ほかに基づき、宗像市においては、宗像市立学校管理規則で定めるとおり学校評価を行うこととしています。

学園運営協議会では、学校関係者評価を行います。

学園は、小中一貫教育を基盤として進める学園運営について自己評価を行い、その結果及び改善策を学園運営協議会に説明します。

学園運営協議会は、以下のポイントを踏まえて意見や支援策を提案します。

- 自己評価の内容は適切か。
- 自己評価の結果を踏まえた改善方策は適切か。
- 学園の重点目標や自己評価の評価項目、評価指標、評価基準は適切か。
- 学園運営の改善のための取組は適切か。

学校関係者評価においては、学校・学園の自己評価を保護者や地域が一方的に評価するのではなく、学園運営協議会の協議の中で、それぞれの立場で自らを振り返り、協働して子どもを育していく意識を高めていくことが重要です

宗像市立学校管理規則（抜粋） (学校評価)

第24条の2 校長は、毎学年の終わりに、前条各号に掲げる事項の達成状況等について自己評価を行い、その結果を公表するとともに、児童及び生徒の保護者に説明しなければならない。

2 校長は、前項の自己評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 校長は、第1項の自己評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、市長に報告するものとする。



★学園運営協議会での意見の申出★

○ 意見を述べることができる内容

- ・学園の小中一貫教育の充実に向けた学園運営について
- ・小中一貫教育の充実に向けて備えるべき教職員の資質・能力やその育成の在り方等について

○ 意見の提出時期について特段の指定はありません。校長先生からの意見を踏まえた上で、学園運営

協議会の意見としてまとめた場合は、その都度、校長または教育委員会にご提出ください。

○ 意見の申出を受けた場合の対応及び反映について

学園運営協議会から提出された意見については、学園または教育委員会で今後の対応について協議・調整を行い、課題解決に向けた対応に努めるとともに、必要に応じて、口頭または文書で回答を行います。

本市においては、小中一貫教育における学園の運営改善に資するよう意見をいただきたいと考えています。

① 学園の小中一貫教育の充実に向けた学園運営について

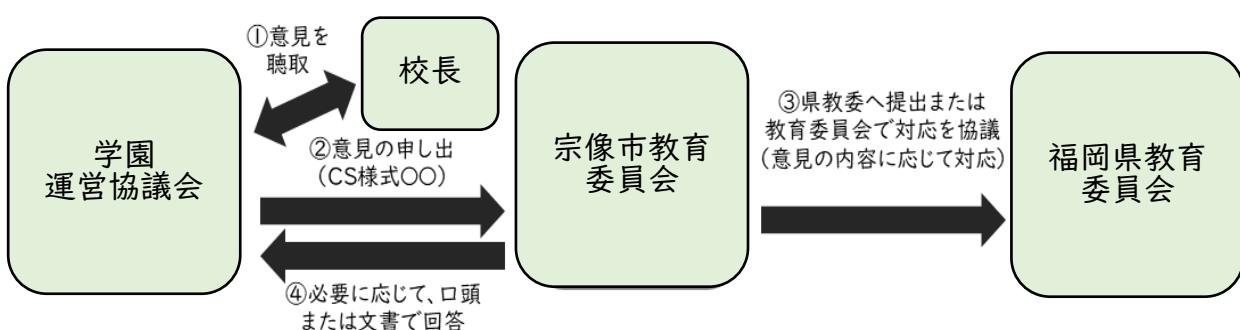
学園運営について学園運営協議会として意見の申し出がある場合は、まず学園内の校長へ口頭または文書にて学園運営協議会から意見を申し出ます。学園単位では解決することが難しいと判断される場合は、教育委員会へ学園運営協議会が書面にて意見の申し出を行います。

② 小中一貫教育の充実に向けて備えるべき教職員の資質・能力やその育成の在り方等について

宗像市学校運営協議会規則では、教職員の任用について述べることができる意見の内容について特段の指定は行っていません。しかし、制度の趣旨や本市が目指す小中一貫コミュニティ・スクールの在り方を踏まえ、特定の教職員個人についての意見ではなく、小中一貫教育の充実に向けて備えるべき教職員の資質・能力やその育成の在り方等について意見をいただくことが望ましいと考えています。



【意見書提出の流れ】



第4章

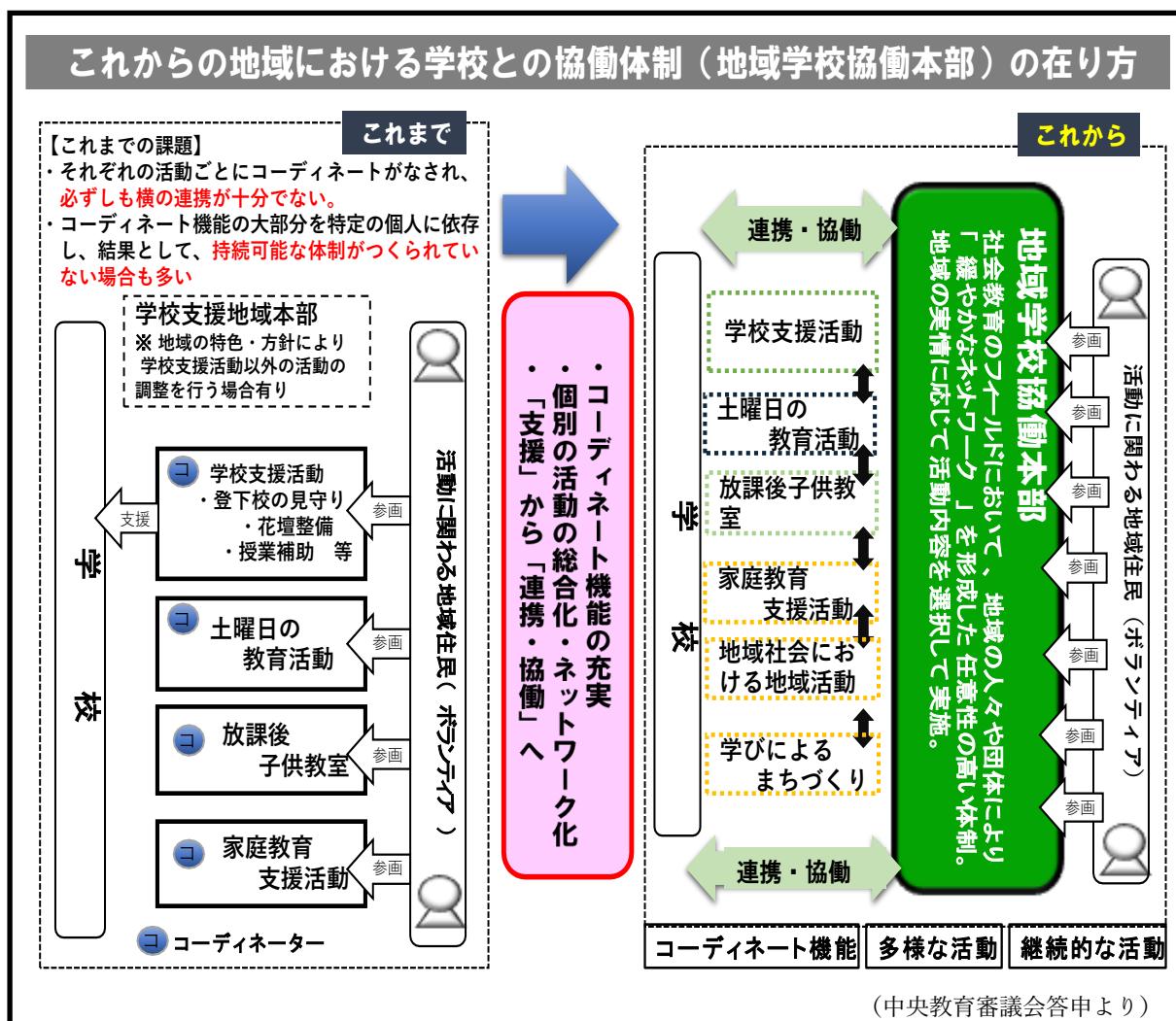
「地域学校協働活動について」

4. 地域学校協働活動について

Q 1. そもそも、なぜ地域学校協働活動が必要なのですか？

近年、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、価値観やライフスタイルは多様化しています。地域においては、人々が集う機会が減少し、互いに支え合う意識や、学校や地域活動への参加意識が弱まるなど、地域の教育力の低下をまねいています。学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化しており、学校と地域それぞれの課題を解決するためには、地域も学校もそれぞれの強みを生かし、互いに補完し合いながら、子どもたちを社会全体で育していくことが有効とされているためです。

これまで学校は地域から様々な形で支援してもらっていましたが、地域学校協働活動との違いは、端的に表すと、「**支援**」から「**連携・協働**」へ変わっていくことです。地域学校協働活動は、地域が学校・子どもを支援するという一方向の関係ではなく、**地域と学校がパートナーとして「連携・協働」**し、地域の子どもたちと一緒に育てていく活動です。



Q 2. 地域学校協働活動って何ですか？

コミュニティ運営協議会、地域の高齢者、保護者、成人、学生、企業、団体などの幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行うさまざまな活動のことです。

この「地域学校協働活動」で最も重要なポイントは、「連携・協働」の関係で重要なキーワードは「協働」です。「協働」という言葉の意味は、「協力して働くこと」ではありません。同じ目的・目標に向けて、対等の立場で協力して共に働くことです。

協働活動について、「本の読み聞かせ」の取組を例に説明します。

本の読み聞かせの活動を実施している学校は、結構多いと思いますが、「この本の読み聞かせは何のために行っていますか」と聞かれたら、みなさんは、どのようにお答えになりますか？

学校での「本の読み聞かせ」の取組は、何のために行っているのですか？

校長先生は「？」担任の先生は「？」読み聞かせボランティアさんは「？」

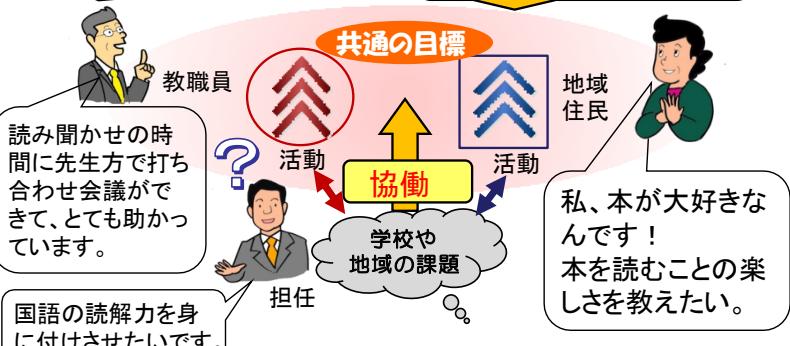
(気をつけよう！)

私は、よく学校を訪問したときに、読み聞かせのボランティアの方にお尋ねします。ボランティアの方からは「本を読むことの楽しさを教えたいです」と言われることが多いのですが、校長先生に話を伺うと「読み聞かせの時間を使って教職員の打ち合わせができるので、とても助かっています」と言われた方もいらっしゃいます。また、担任の先生の中には、「子どもたちに、国語の読解力を身につけたいので、とても助かります」それらの話を地域ボランティアさんになると「いや、私はそういうことは念頭に置いていません」と言われる方もおられます。みなさんが関わっている学校では、読み聞かせの取組について「共通の目標」を何に設定されていますか。読み聞かせを始めたときは、学校(先生方)と地域のよみきせボランティアの方々で、必ず共通の目標があったはずです。例えば、落ち着いた雰囲気で一日の生活をスタートさせたいや、本が大好きな子どもを育てたい等です。

「学校支援活動 → 目標を共有して行う協働活動」に発展

◇ 本の読み聞かせ ◇

(例)落ち着いた雰囲気の学習環境にしたい (例)人の話をじっくり聞く姿勢を身につけさせたい

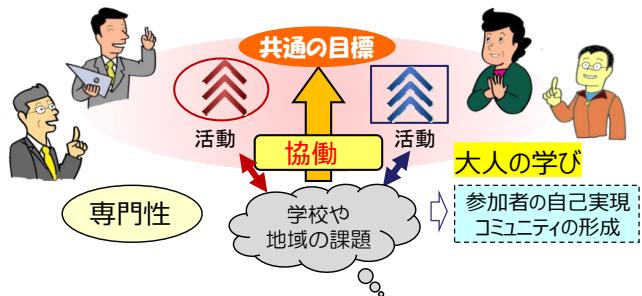


(相田CSマイスターの資料から)

つまり、本の読み聞かせの取組一つをとっても、単なる支援活動ではなく、協働で行うためには全体の合意形成(共通目標の設定)が必要なのです。そのためには、当事者意識を重視し、計画段階から関わっていただくななどのきめ細かい対応が必要です。また、学校・地域は、それぞれ主体的な取組になっていることが重要であり、任せっきりになっているような取組ではいけないと思います。学校は専門性を發揮し、地域の方にはそこに学びや自己実現につながるような学校への協力活動をお願いします。

「学校支援活動 → 目標を共有して行う「協働活動」に発展

- ◇ 全体の**合意形成（共通目標の設定）**が必要
- ◇ **当事者意識**を重視したきめ細かい対応が必要
- ◇ 学校・地域それぞれの**主体的な取組**が必要
- ◇ 関わった人々で**「振り返り」**を行う場の設定が必要



○これまでの活動の課題から

地域では、子どもたちの学びや成長を支える活動が行われてきました。しかし、活動の担い手の固定化や輪番制（当番制）などによって活動が停滞したり、高齢化や共働き世帯の増加により世代交代が進まず活動が縮小や廃止に追い込まれたり、といった課題が生じています。さらに、これまで行われてきた地域による活動は、学校教育との関わりが薄く、地域での学びと学校での学びが分断され相乗効果が十分に得られていなかった、という課題もありました。これらの課題を解決し、「地域の子どもは地域で育てる」を実現していくのが地域学校協働活動です。

そのため地域学校協働活動の実施にあたっては、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動という3つの方向性をもつことが大切です。



①コーディネート機能 ②多様な活動 ③継続的な活動について具体的に教えてください。

①コーディネート機能とは、活動を支える「人・モノ・コト」がつながっていくことです。これまで個別に行われてきた活動につなげていくことで、協力体制が構築され活動の充実が図られています。

②多様な活動とは、コーディネート機能が強化されていくことに伴って、より多くの幅広い層の地域住民が活動に参画していくことです。より多くの地域住民が参画していくことで、活動の規模の拡大や活動内容の刷新が図られています。

③継続的な活動とは、①コーディネート機能と②多様な活動を通して、常に活動の改善を図り、より多くの地域住民が参画しながら活動を継続的・安定的に実施していくことです。



Q 3. 地域学校協働活動の4つの活動について教えてください？

地域学校協働活動は、4つの取組（①学校内協力活動、②放課後子ども教室、③地域貢献活動、④家庭教育支援活動）を組み合わせて実施していきます。

1つ目は、『学校内協力活動』です。『学校内協力活動』には、主に、さまざまな知識や技能を活かし指導者として授業に参加するゲストティーチャー（G T）、読書活動の時間に行う絵本の読み聞かせ、プリントやドリルを使った学習で助言や正誤の判断を行う丸付け先生などの「学習への協力活動」、学校の花壇や校庭の整備や通学路の保全、運動会（体育祭）や文化祭といった学校行事の準備・片付けなど「環境への協力活動」、登下校・校外学習の見守りや交通安全教室の開催など「安全への協力活動」のことです。地域住民が、学校で行われる教育活動の充実に向けて、さまざまな協力をしていく活動です。

学校内協力活動



2つ目は、『放課後子ども教室』です。放課後や長期休業中における家庭学習の支援や自然体験・工作・芸術・スポーツなどさまざまな体験活動を提供する「寺小屋」（地域によっては「〇〇子ども教室」や「アンビシャス広場」と呼ばれる活動も含まれます。）、子供が自ら選び自由に遊ぶ場を提供する「プレーパーク」などのことです。地域住民が、放課後や休日に子どもを対象として学習・体験・交流といった多様な体験活動を実施し、子供にとって家庭や学校に次ぐ第三の居場所をつくっていく活動です。

放課後子供教室



3つ目は、『地域貢献活動』です。子供たちが、地域のために取り組む活動のことです。子供たちが活動の担い手として、夏祭りや文化祭などの行事における準備や片付けを行ったり、清掃活動や防災訓練へ参加したりすることです。地域住民が、地域のイベントで子どもたちが活躍する場を設け、子供たちが地域づくりに参加する機会をつくっていく活動です。

地域貢献活動



4つ目は、家庭教育支援活動です。家庭で取り組む目標を決めて実践する新家庭教育宣言、家庭教育に関する内容について学ぶ家庭教育学級の開催、子育て世代が集う子育てサロンの開催、不登校児童生徒や特別な支援を要する児童生徒の保護者を支える活動のことです。地域住民が、子育て世代の保護者を支える活動を行っていきます。

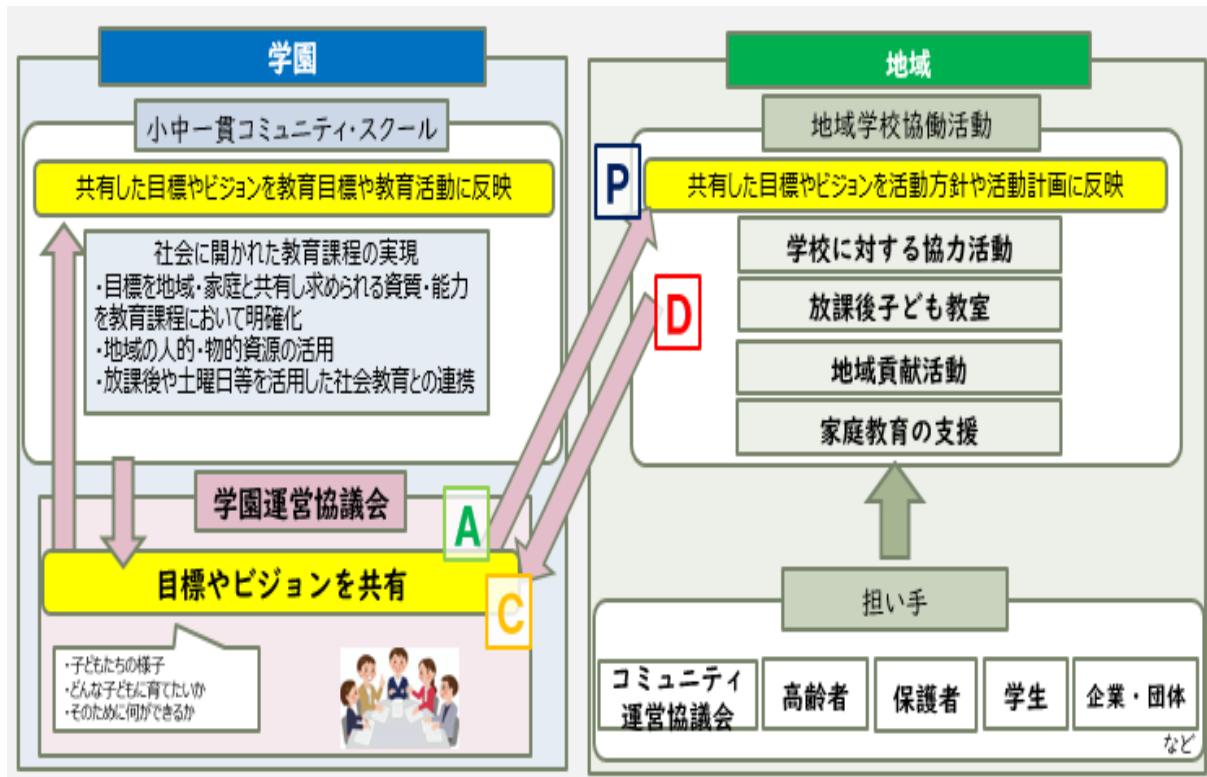
家庭教育支援活動



Q 4. 地域学校協働活動を進めていく上での留意点は何ですか。

地域が学校を支援する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向的な「連携・協働」活動の充実に向けて活動を進めていくことです。そのためには、活動の目的・目標（P）、成果と課題の検証（C）、改善点（A）について学園運営協議会において学校・家庭・地域が共有していく必要があります。（活動の実施（D）については、学校・家庭・地域が役割を果たします。）

学園運営協議会を軸として、P D C Aサイクルを回していくことで活動を充実させていきます。



Q 5. 地域学校協働本部って何ですか？

地域学校協働本部とは、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。連携の体制は地域により様々な形態が想定されるため、法律上の規定はありません。地域学校協働本部の整備にあたっては、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」を推進し、「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動の3要素を必須とすることが重要です。

コミュニティ運営協議会に設置されている子育てに関わる団体・個人で組織された部会、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的として設立された学校支援地域本部、CS



の導入に伴い整備された組織などが、地域学校協働本部の母体となることが想定されます



地域学校協働本部の主体を担うのは誰ですか？

地域学校協働活動推進員や学園コーディネーターを中心として、学園運営協議会委員などが担っていくこととなります。

Q 6. 地域学校協働活動推進員の役割や仕事内容を教えてください。

地域学校協働活動推進員とは、地域学校協働活動を推進するために地域と学校をつなぐコーディネーターのことです。学園側の窓口である学園コーディネーターと日常的に連絡を取り合い、学校と地域がパートナーとして地域学校協働活動に取り組むことを目指します。

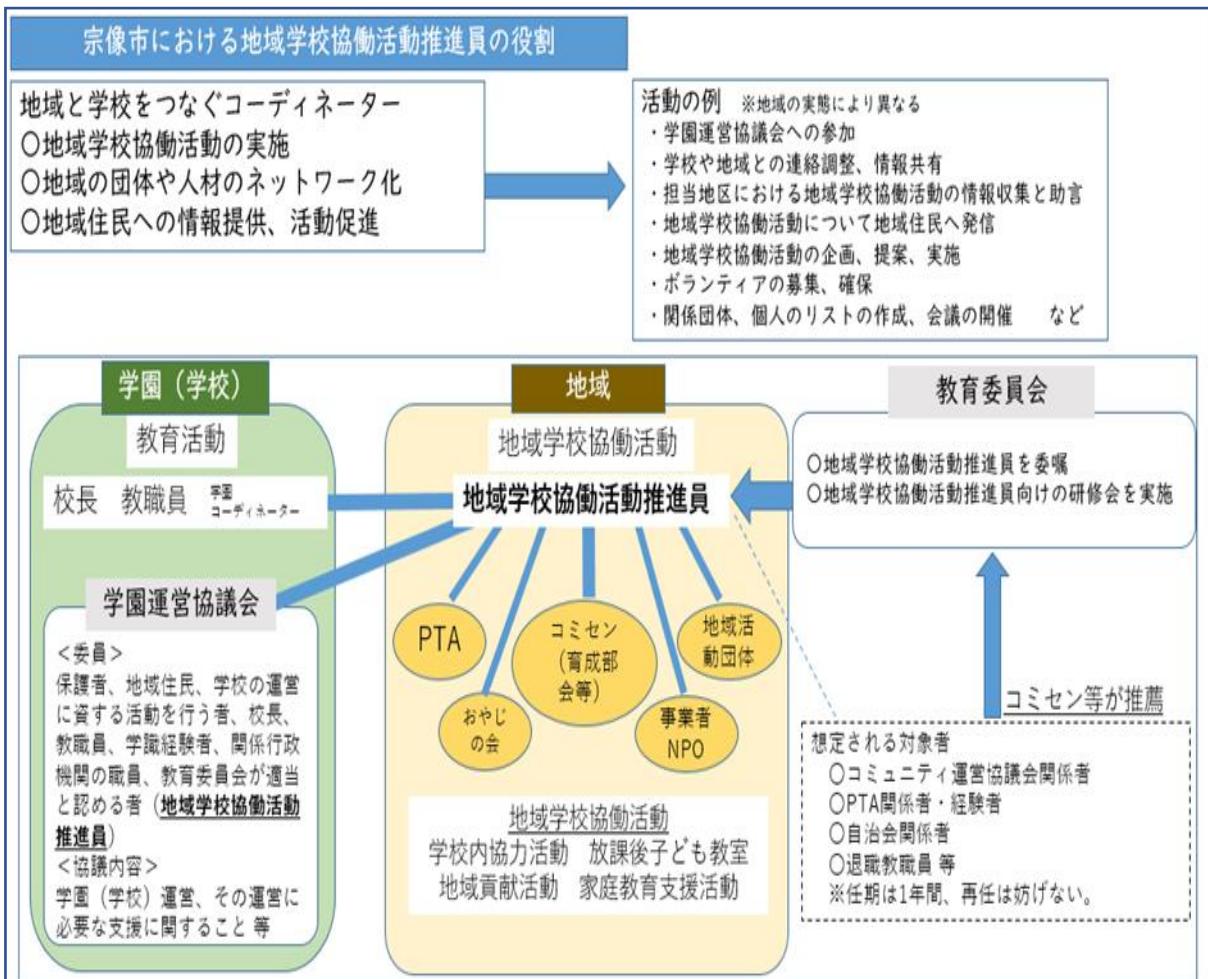
主な役割は、地域学校協働活動の実施、地域の団体や人材のネットワーク化、地域への情報提供と活動促進です。

活動内容としては、学園運営協議会へ学園運営協議会委員として参加し、地域学校協働活動についてPDCAサイクルを回していくこと（Q.4参照）が考えられます。学園運営協議会で共有した目標やビジョンに基づいて地域学校協働活動を企画・実施・報告したり、担当地区で実施されている地域学校協働活動について情報収集し実施状況を報告したりします。地域学校協働活動の実施や情報収集を通じて把握した学園や地域のニーズ・思いを学園運営協議会で共有し、今後の活動の充実につなげます。

また、地域学校協働活動に参加するボランティアの募集や確保も考えられます。学園や地域の広報誌を通して募集した人や、すでに地域学校協働活動に取り組んでいる団体や個人をリスト化していきます。地域学校協働活動の内容に応じて参加を促したり、学園運営協議会の協議内容について情報共有したりできるネットワークづくり（SNSの活用、会議の開催など）を行います。

さらに、地域学校協働活動を地域住民へ発信していくことも考えられます。地域学校協働活動の趣旨や参加した子供の様子、ボランティアの感想などを地域住民へ定期的に周知し、小中一貫CSの理解者を増やし、地域学校協働活動への参加を促します。

ここで列挙した活動内容は、あくまで「例」です。地域の実態や地域学校協働活動推進員の特性に応じて、さまざまな活動内容が考えられます。



地域学校協働活動推進員に適任な人は、どんな人ですか？

地域学校協働活動推進員は、地域や学校との関わりが深く、地域学校協働活動の推進に関して高い意欲を持った人が適任です。例えば、コミュニティ運営協議会関係者、PTA関係者・経験者、自治会関係者、退職教職員などが想定されます。地域学校協働活動推進員は、コミュニティ運営協議会等の推薦を受け、市教育委員会が委嘱を行います。任期は1年間で、再任も可能です。

令和3年度は、日の里学園では日の里地区コミュニティ教育文化部会の部会長と元PTA会長、中央学園では南郷地区の民生児童委員と東郷地区コミュニティ青少年育成部会の部会長が地域学校協働活動推進員として委嘱されています。

地域学校協働活動推進員の委嘱の流れ

- ① コミュニティ運営協議会等が次年度の地域学校協働活動推進員を選定する。
- ② コミュニティ運営協議会等が、選定した候補者に対し地域学校協働活動推進員の役割等について説明する。
- ③ コミュニティ運営協議会等が、選定した候補者を教育委員会に推薦する。
- ④ 宗像市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、教育委員会が地域学校協働活動推進員に委嘱する。



地域学校協働活動推進員と地域コーディネーターの違いは？

地域学校協働活動推進員は、法的根拠（社会教育法）があり、宗像市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき市の教育委員会が委嘱を行った人のことです。

また、地域コーディネーターは各団体に設置され、団体と学校をつなぐことが主な役割です。それに対し、地域学校協働活動推進員は、統括的な立場から団体、個人、学校をつなぐことが主な役割となります。

Q7。地域学校協働活動によって、どのような効果を想定しているのですか？

学校への効果

職場体験



教員の負担軽減につながっています。

学校行事



学校行事を円滑に実施できました。

環境整備



環境整備が充実しました。

コーディネーターが、毎年、中学生の職場体験学習の受け入れ先の連絡調整役を引き受けてくれて、教員の負担軽減につながっています。

各種の学校行事にボランティアの協力が得られたことで、教育活動が充実しました。コーディネーターによる地域団体への理解やつながりにより、学校行事を円滑に実施できました。

地域住民によるボランティアの参加が年々増え、学校図書館や花壇等の環境整備が充実しました。



授業補助

配慮が必要な児童・生徒への支援が可能になりました。



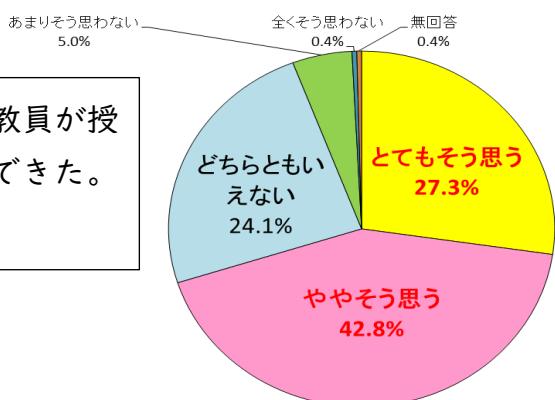
学校経営

「社会に開かれた教育課程」の実現が図られるとともに、学校への理解と協力が得られました。

授業補助へのボランティの導入で、配慮が必要な児童・生徒への支援ができるようになりました。

地域と学校が子どもの成長に向けた目標を共有することで、「社会に開かれた教育課程」の実現が図られます。教育や子どもたちに対する責任と役割を地域と分かち合うことで、学校の教育活動に対する理解者と支援者が増えました。

「地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた。
約7割



子どもたちへの効果



協働活動を通じて、子どもたちが信頼できる大人との関わりを持ち、褒めてもらったり、認めてもらったりすることで、自分たちや周りのことを愛し、思いやる気道が育つと期待されています。自分の住む地域への愛着心につながり、宗像市で大切に育てていきたい子どもたちの姿です。更には、地域の人たちが子どもの教育に関わっている学校ほど、全国学力・学習状況調査における正答率が高いという結果も出ています。

コミュニケーション能力の向上

幅広い地域住民と交流することにより、コミュニケーション能力の向上が図られます。

自己肯定感や思いやりの醸成

子どもたちが信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれます。

学力の向上

多様な体験や経験の場が増え、学びへの意識の向上や、学校での学習の補充、学修内容と実生活のつながりなど、学習の基礎が固まります。

地域の一員としての自覚

地域の形に支えられ学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれます。

地域への効果

地域課題の解決につながる活動を通じて、地域づくりの担い手が育成されるとともに、地域の教育力が向上します。自らの知識や技能、学びの効果が教育の場で活かされる事で、地域住民の生きがいや自己実現の機会がつくられます。さらに、地域住民同士がつながり、地域に緩やかなネットワークが構築され、地域コミュニティの再生につながります。

また、学生のボランティアにとっては、学習支援や授業補助など、自分の将来に役立つ経験が得られます。



やりがいがきました

子どもたちから元気がもらえます

「先生たちってがんばっている」と学校に対する理解が深まった

知らない人ともつながりができました



第5章

「小中一貫コミュニティ・スクールと地域
学校協働活動の一体的推進について」

5. 小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的推進について

Q 1. なぜ、学園運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進ですか？

急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な拝領を必要とする児童数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育面の低下などが指摘されています。

こうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。

宗像市においても、学校では、令和元年度から小中一貫教育からコミュニティ・スクールを核とした地域とともにある小中一貫教育に移行し、地域と連携・協働しながら子どもたちの育ちを進めています。また、地域では、各地区にコミュニティ運営協議会が設置されており、地域の活動が熱心に行われています。その中で子供たちの育ちを支えている活動も多く見られます。そこで、これからは、このような宗像市のようなよさを発揮させ、学校と地域がパートナーとして「地域総がかり」で子どもたちの育ちを進めていくことが重要であると考えています。

Q 2. 学園運営協議会と地域学校協働活動は、どのように一体的に推進していく べきいいのですか。

○地域の方々の協力による連携・協働をより効果的、継続的に実施するため、保護者、地域が学園と一体となって地域の子どもたちの成長を支える、その当事者としての意識を高めていただくとともに、目標を共有し、それぞれの立場が方向性を同じくして、これまでの連携・協働を深化、進展させることが求められています。

さらに校長は、学校教育ビジョン（学校運営の基本方針）はもとより、地域の方々に現状や課題を的確に示し、そのための方策を共有し、ともに熟議を交わしていくことが求められています。コミュニティ・スクールとしての学園運営

協議会を設置し、これまでの活動を見直し、あらためて学校教育ビジョンに対しての意味づけを行ったり、ビジョンの実現に向けた方向性を明らかにしたりすることなどを協議します

学校運営協議会と地域学校協働活動の関係図

（自転車図）前輪は学校運営協議会、後輪は地域学校協働活動

- 学校運営協議会は、学校の目標やビジョン、目指す姿を共有し、舵取りする役割
- 地域学校協働活動は、共有した目標やビジョンの実現のための活動推進の役割
- 一體的推進**—学校運営協議会と地域学校協働活動が一體的に機能することで、目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなど、相乗効果が期待される。

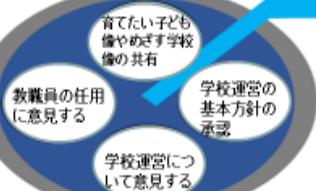
学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認等を通じ、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画するしくみであり、学校運営を協議する場でビジョンや課題を共有し、それまでの役割を明確化しながら学校運営の改善を図っていくものである。

地域学校協働活動は、地域と学校とが目標を旧友氏、連携・協働して子どもたちの成長を支える取組である。その活動を推進するための体制である**地域学校協働本部**は、幅広い地域住民や団体等の参画により、形成された綏やかなネットワークであり、①コーディネータ機能、②多様な活動、③継続的な活動といの3つの要素を持っている。

【前輪】

- ①協議・承認機能 ②意見具申機能 ③支援機能 ④評価機能

学校運営協議会

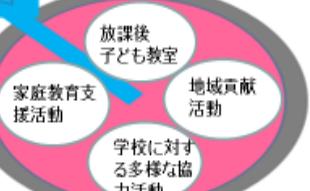


目標を定め、コントロール

【後輪】

- ①コーディネート機能②多様な活動③継続的な活動の充実

地域学校協働活動



馬力、機動力、駆動力、持続力

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一體的推進

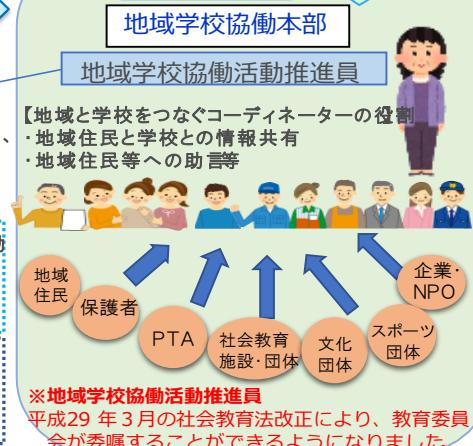
学校運営協議会では、各取組（活動）について
 ①何を目的・目標にして行うのか？（ミッション・ビジョンの共有化）
 ②どのように行うのか？（効果的な手段は？）
 ③学校の「教育課程」とどう関連付けるのか
 ④進捗状況、成果・改善はどうか？等を（学校評価）明確にすることが重要です。
 → 協議・熟議の必要性

地域学校協働本部（活動）は3つの要素①コーディネート機能 ②多様な活動③継続的な活動を充実させ、④幅広い地域住民や団体等の参画を得るための工夫を行うことが重要です。
 → 地域学校協働活動推進員等の役割の明確化



学校と地域の連携・協働を効果的に進めるためには、どれも、欠かせない機能・役割

地 域



※**地域学校協働活動推進員**
 平成29年3月の社会教育法改正により、教育委員会が委嘱することができるようになりました

（文科省資料パンフ2018から）

協議会の結果を受け、学校の教育活動として、地域学校協働活動として具現化・具体化を図って頂きたいと思います。

つまり、学園運営協議会は、学園の目標やビジョン、目指す姿を共有し、舵取りする役割をし、地域学校協働活動は、共有した目標やビジョン、目指す姿の実現を支える役割をします。自転車に例えると、前輪は学校運営協議会、後輪は地域学校協働活動になります。学校運営協議会は学校経営方針を審議し、目標を共有することです。この目標を踏まえ、地域学校協働活動でより強力に協働することになります。

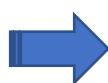
○地域学校協働活動を進めるに当たっては、まず関係者によるビジョンや目標の共有を行うことが重要であり、学園運営協議会における協議や熟議等がその役割をはあします。その結果をふまえて、幅広い地域住民の参画により効果的に地域学校協働活動を行うことにより、子どもたちの教育活動の充実や活性化が期待できます。

平成29年3月の地教行法の改正により、学校運営協議会において「学校運営への必要な支援について協議すること」、「学校運営協議会の委員として地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者を任命すること」が追加されたことをふまえ、学校運営協議会と地域学校協働本部が円滑に連携し、両者の機能を効果的に高めていくため、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、普段からコミュニケーションや情報共有を行うことが重要です。また、地域学校協働活動が効果的かつ適切に行われているか、活動が学校における教育活動や地域の活性化に資するものとなっているかなど、両者の連携により活動に関する振り返りを行い、次年度の地域学校協働活動に反映させることにより、P D C Aサイクルを機能させていくことが重要です。地域学校協働本部と学校運営協議会は、それぞれが持つ役割を十分に機能させることで両輪としての相乗効果を發揮し、学校運営の改善に結びつけることが期待されます。

Q 3. 学校と地域がパートナーとなることで・・・・

保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感を持ち、積極的に子どもの教育に携わるようになります。

- 近所に元気のない様子の子どもがいても、なかなか声をかけることができない
- 子どものマナーについて学校へ苦情の電話



- 積極的な声かけや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校と共に対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子どもたちの学びや体験が充実。

- 自分の経験を生かして学校や子どものサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう



- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が「顔が見える」関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている



- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子どもと向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。



第7章

「資料編」

7. 資料編

Q 1. 宗像市全体CS研修会（10月22日）のまとめを教えてください

【日時】

- 令和3年10月22日（金）オンラインによる研修会

【参加者】

- 約700名（教職員…599名, ○地域・PTA・コミュニティ運営協議会…101名）

【目的】

宗像市教育委員会による説明及びモデル学園による実践報告等を通して、宗像市小中一貫コミュニティ・スクールに対する教職員の理解を図るとともに、地域住民や保護者との理念の共有を通して、学園・地域・家庭総がかりで子供を育むための機運の醸成に資する。

【振り返り】

（宗像市小中一貫コミュニティ・スクールへの理解・総がかりでの育みへの機運の醸成）

- 学校と地域とが連携協力し、子どもが地域や自分の良さを感じ、「好き」と言える環境づくりや授業づくりが素晴らしいと感じた。本学園独自の目標をつくり、地域と目線を揃えて子ども達を育てていきたい。
- 学校、家庭、地域が捉える子どもの実態や育てたい子ども像を共有し、共通して実践することやそれぞれの強みを生かして実践すること、その成果や課題を共有していくサイクルが大切だと実感した。

（モデル学園の実践報告・パネルディスカッションから）

【行政】

- 2つの異なる学園の報告からは、地域の特徴に基づいたコミュニティ・スクールの運営、目標設定が行われてことがわかった。中央学園の実践報告から、子供たちとのつながり、家庭内でのつながりを大切にしている活動は、豊かな心の育成、健やかな成長につながると思った。日の里学園の実践報告では、子供たちの考えを地域で協力して支える活動は、子どもたちの思考力や自尊感情の育成につながると思った。子どもたちに十分な学びの場、活動の場を与えるためにも、学校だけでなく、地域・家庭・行政・企業等でさらに協力し、それぞれの得意分野を生かしながら役割を担う必要があると感じた。

【地域・コミュニティ運営協議会】

- 南郷小の子供たちの声の中に「火曜日が楽しみ」という声があり、地域で行っている活動が、子どもたちにとってよい活動だと感じている姿を見ることができたことがよかったです。

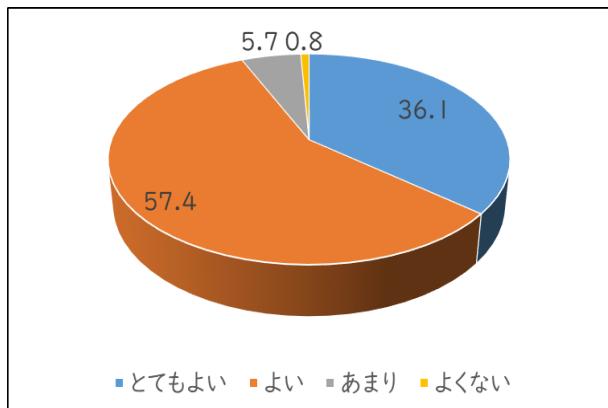
【教職員】

- コミュニティ・スクールについて、さらに理解が深まりました。また、日の里中学校の総合的な学習の時間、とても参考になりました！本校でも、地域の「ひと、もの、こと」を生かした素晴らしい学習活動があるので、探究的な学習となるように再度カリキュラム

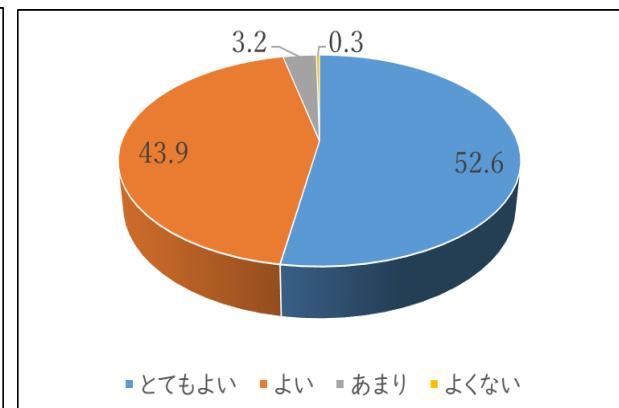
を見直し、地域の人材等を十分に生かして、地域のことが大好きな子どもを育てていきたいと思います。

【アンケート結果】

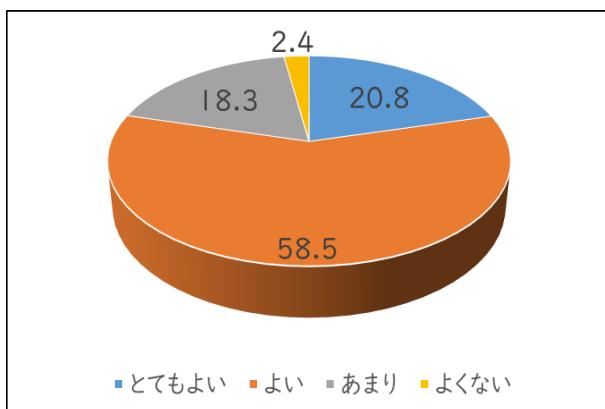
1 説明（「宗像市小中一貫コミュニティ・スクールについて」）を通して、宗像市が目指す「小中一貫コミュニティ・スクール」の概要について理解することができましたか。



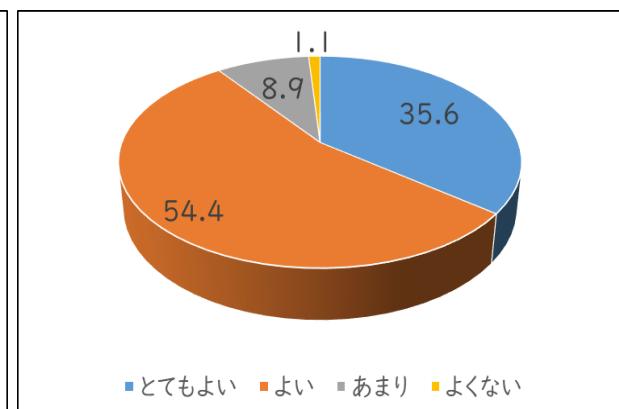
2 実践報告（「宗像市小中一貫コミュニティ・スクールモデル学園の取組」）を通して、学園、家庭、地域が連携・協働しながら子どもの学びや成長を支えることに、よさを感じましたか。



3 パネルディスカッションを通して、「小中一貫コミュニティ・スクール」を進めていくうえでのポイントや留意点等を得ることができましたか。



4 本研修会は、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学びや成長を支えていこうという意欲の向上につながる研修会でしたか。



【アンケート感想】

○地域の方も一緒に研修できるスタイルがいいと思いました。（オンラインで学校だけでなくコミセンの会場と繋いで実施できたことが良かったと思います。）日の里東小は、GIGA局に地域の方を招いたことで、学校に足を向ける機会にもなったと思います。地域の方が「今日は来てよかったです。勉強になった。」と言って帰っていました。

○自分の学校、地域でも進めていきたいという気持ちが高まった。（地域住民・教職員・PTA・行政）

Q 2. 宗像市学校運営協議会規則を教えてください

○宗像市学校運営協議会規則

平成31年2月12日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校、保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図るため、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、必要に応じてその所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、宗像市立学校の通学区域に関する規則（平成15年宗像市教育委員会規則第14号）別表第2に規定する中学校通学区域内における2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 組織編成に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の規定を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して、又は教育委員会を経由し、福岡県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努

めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること
 - (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること
- (委員の任命)

第7条 協議会の委員は16人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
 - 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
 - 4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第8条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
 - (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと
- (任期)

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 第7条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (報酬)

第10条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会議を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

- 4 協議会は、必要に応じて委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第8条に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による設置に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

- 3 第7条の規定による委員の任命に関し必要な行為は、この規則の日前においても行うことができる。

附 則(令和3年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

Q3. 意見書提出様式を教えてください

○意見書提出様式(例)

意見申出書	
提出年月日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> ①小中一貫教育の充実に向けた学園運営について
	<input type="checkbox"/> ②教職員の任用について
意見内容	
上記の内容について、 <input type="checkbox"/> 福岡県教育委員会・宗像市教育委員会・〇〇学校長に申し出ます。	
〇〇学園運営協議会 会長	

※意見内容について、該当する項目に「○」を付けた上で、その下の欄に意見を記入してください。

※意見の提出先については、該当する提出先を「○」で囲んでください。

①学園運営について:「宗像市教育委員会」または「対象の学校長」

②教職員の任用について:「福岡県教育委員会」(県費) または「宗像市教育委員会」(市費)

(②に関する意見の場合は、必ず対象の学校長の意見を聴取した上で申し出ること。)

※協議会会長の押印は必要ありません。

※決まった様式はありませんので、意見の内容と提出先、提出日を記載のうえ、協議会の会長名でご提出ください。

Q 4. 宗像の郷「中央学園」運営協議会運営要領を教えてください

○ 宗像の郷「中央学園」運営協議会運営要領

1 運営協議会設置の目的

中央学園運営協議会(以下「協議会」という。)は、宗像市学校運営協議会規則に基づき、地域、家庭の代表となる者及び学校・地域活動に造詣の深い有識者をもって構成する。協議会は、学園運営の改善及び児童生徒の健全な育成を図るための支援・協力の在り方等について協議することにより、小中一貫教育の推進とともに、学校、家庭、地域が協働した総掛かりの子育て体制を充実させ、もって、児童生徒の義務教育9カ年における健やかな成長を促すことを目指す。

2 協議会の役割及び内容

本協議会は、1に示す目的を達成するために、以下に示す内容について協議等を行う。

第1回：委員の任命、新年度学園運営方針の確認、家庭・地域の活動計画の報告

第2回：児童生徒の実態把握(モニターハイ)、学校の実践についての意見交換

第3回：第1回学校関係者評価(中間評価)、年度後半における重点

第4回：家庭・地域の実践報告、家庭・地域の在り方について熟議

第5回：児童生徒の実態把握(モニターハイ)及び第2回学校関係者評価(総括評価)

第6回：次年度学園運営方針の承認、次年度運営協議会方針の確認

※会の全体進行は学園コーディネーターが行い、協議(熟議)の進行は、会長が行う。

3 協議会の委員の選出

協議会の委員は、次の者をもって構成する。

○ 学識経験者 2名以内

○ PTA代表 6名以内

【内訳】・中央中学校PTA代表(2)・東郷小中学校PTA代表(2)・南郷小中学校PTA代表(2)

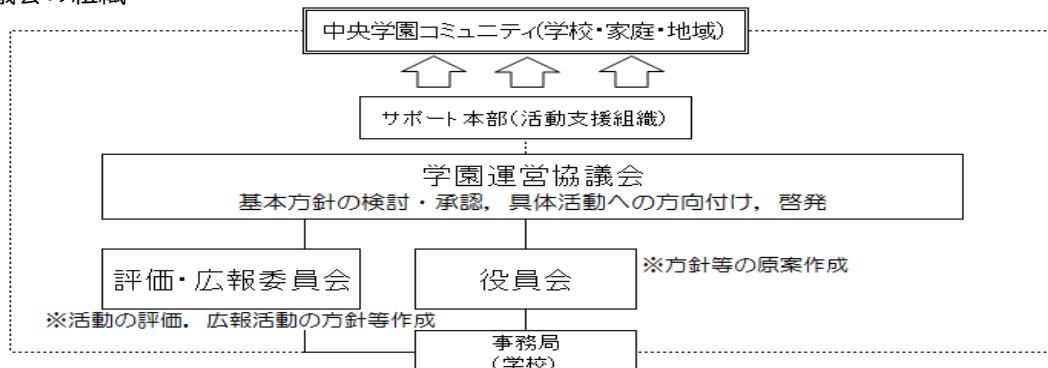
○ コミュニティ運営協議会代表 4名以内

【内訳】・東郷コミュニティ運営協議会会长及び事務局長(2)・南郷コミュニティ運営協議会会长及び事務局長(2)

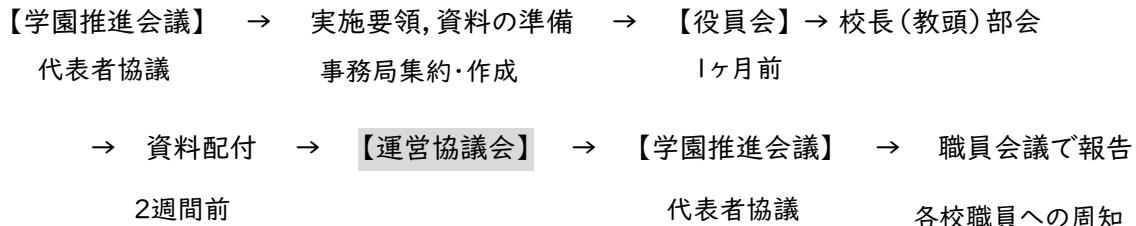
○地域有識者 4名以内

【内訳】・東郷地区地域有識者(2)・南郷地区地域有識者(2)

4 協議会の組織



5 協議会実施までの流れ



6 その他

- (1) 協議会は議事録を作成し、公開することとする。

Q 5. 「日の里学園」運営協議会運営要領を教えてください

○日の里学園運営協議会運営要領

1 運営協議会設置の目的

日の里学園運営協議会（以下「協議会」という。）は、宗像市学校運営協議会規則に基づき、保護者、地域住民等の学園運営への参画、保護者、地域住民等による学園運営への支援、並びに地域との連携・協働活動を促進することにより、学校、保護者、地域住民及び学校職員が相互に信頼関係を深めるとともに、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成、並びに地域の活性化等の地域課題の解決を目指す。

2 運営協議会の役割

協議会は、学園校長会の作成した基本的な方針に基づき、年間6回程度の協議会を通して、主として次に掲げる項目について審議する。なお、その他の項目については、必要に応じて適宜協議を行うものとする。

- (1) 学園経営計画及び教育課程の編成に関する事項
- (2) 学園の学校評価に関する事項
- (3) 地域学校協働活動に関する事項

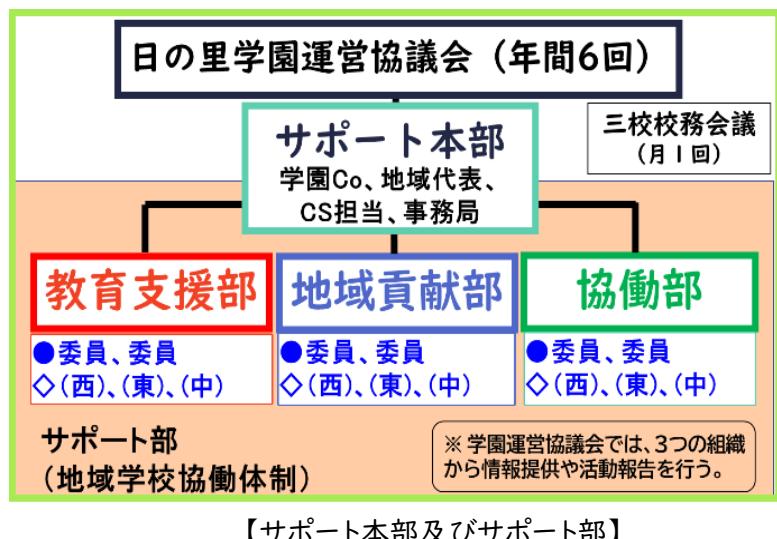
3 運営協議会の委員の選出

協議会の委員は、次の者をもって構成する。委員の総勢は16人以内とする。

- (1) 保護者代表委員 … 3人以内
- (2) 地域代表委員 … 7人以内
- (3) 学校代表委員 … 3人以内
- (4) 学識経験者 … 1人以内
- (5) 教育委員会代表委員 … 2人以内

4 運営協議会の組織

協議会にサポート本部を設置し、委員はサポート本部を構成するサポート部（教育支援部、地域貢献部、協働部）の構成員となり、地域学校協働活動を推進することとする。サポート本部は、学園コーディネーター、地域代表、各校のCS担当、事務局で構成する。



5 その他

- (1) 協議会で審議する内容は、事前に三校校務会議に諮ることとする。
- (2) 協議会は、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。
- (3) 協議会は議事録を作成し、公開することとする。
- (4) この要領は、令和3年4月1日から施行する。

Q 6. 学校運営協議会を規定している法律を教えてください

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第四節 学校運営協議会

(平一六法九一・追加、平二九法五・旧第三節繰下)

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当っては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

(平一六法九一・追加、平二三法三七・平二六法五一・一部改正、平二九法五・旧第四十七条の五繰下・一部改正、平二九法二九・旧第四十七条の六繰上)

Q 7. 社会教育法一部改正（平成29年3月改正）を教えてください

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

＜社会教育法＞

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

Q 8. 宗像市地域学校協働活動推進員設置要項を教えてください

宗像市地域学校協働活動推進員設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項に基づき、宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 推進員は、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関し、教育委員会の施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

（設置）

第3条 教育委員会は、宗像市地区設置規則（平成17年宗像市規則第23号）第2条に定める地区に、推進員を置くことができる。

2 推進員の数は、地域の実情を考慮し、各地区に1人以上とする。

(委嘱)

第4条 推進員は、次に掲げる要件をすべて満たす者の中から、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（平成17年宗像市条例第63号）第37条に規定するコミュニティ運営協議会の会長等の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び解嘱)

第5条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合

(2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第6条 推進員の活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域学校協働活動における活動の企画立案及び運営に関する活動

(2) 学校関係者、地域ボランティアその他必要な協議体との連絡調整に関する活動

(3) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(4) 地域及び学校における教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動

(5) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(守秘義務)

第7条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(費用弁償等)

第8条 推進員が活動に要する経費その他の経費については、別に定める。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

◎地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動推進員に期待される役割

- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保（ボランティア等とのネットワークづくり）
- ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進
- ・学校運営協議会やその他の協議会との連携調整 等

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域の住民、団体、機関等の関係者をよく理解している
- ・学校の実情や教育方針への理解がある
- ・地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテーション能力に長けている。

地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・これまでのコーディネーターやその経験者
- ・地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・退職した校長や教職員
- ・自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者 等

◎統括的な地域学校協働活動推進員

統括的な地域学校協働活動推進員に期待される役割

- ・地域学校協働活動推進員のリーダー的存在として、それぞれの推進員間の連絡調整
- ・地域学校協働活動推進員への適切な助言・指導や事例紹介
- ・地域住民の地域学校協働活動の理解の促進
- ・地域学校協働活動推進員の育成、人材の発掘・確保
- ・未実施地域において新たに取組を開始する年の助言や先行事例の提供 等

統括的な地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力に加え、
- ・これまでのコーディネーター等としての実績や経験
 - ・次期学習指導要領がめざす「社会とのつながりや、各学校の特色づくり」や「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、社会の状況にHAVi広く関心を寄せていること 等

統括的な地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・地域学校協働活動推進員として長年活躍した人
- ・社会教育主事として活躍した経験のある人
- ・校長や教職員の経験者で、地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・PTA関係者、PTA活動経験者で地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する人
- ・地域活性化やまちづくり関係の地域の団体のリーダー 等

お わ り に

本受託研究「小中一貫コミュニティ・スクールの推進に関する研究」は、宗像市と福岡教育大学が締結し、大学との共同研究によるまちの未来創造プロジェクト事業として、進めてきたものであり、小中一貫コミュニティ・スクール推進を通して、宗像市の教育力向上のための指導プログラムの構築と実施に資することを目的としたものである。

宗像市教育委員会教育政策課、同子ども育成課や、福岡教育大学教職大学院学校運営リーダーコースの先生方、関係院生、そして、モデル校（日の里学園・中央学園）の協力を得て、研究報告書「宗像市小中一貫コミュニティ・スクールの手引書）」としてまとめることができました。心から感謝申し上げます。

この手引書を宗像市の各学園の社会総がかりの教育～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進のために活用して頂ければ幸いです。

令和4年3月31日

小中一貫コミュニティ・スクールの推進に関する研究プロジェクト長
森 保之（福岡教育大学教職大学院 副学長）

参考・引用文献

- ・宗像市教育委員会 令和3年3月「小中一貫コミュニティ・スクール(導入)の手引き(学校・教職員版)」
- ・春日市教育委員会・春日市立日の出小学校, 同春日北小学校・同春日北中学校 平成20年1月「地域運営学校(コミュニティ・スクール)の展開ー地域が支える開かれた学校ー」株式会社「三光」
- ・森保之 平成24年2月「学校と家庭・地域の三者が進めるコミュニティ・スクールの実践的研究I-「立ち上げ期」における取組の実際を通して-」福岡教育大学紀要第61号
- ・広瀬省吾, 森保之 2020年3月「コミュニティ・スクール設置準備期の研究ー当事者意識変容のための熟議と地域連携・協働カリキュラムの具体化・具現化を通してー」福岡教育大学研究紀要69号第六分冊(教育実践研究編)
- ・堤久美, 森保之 2022年3月「学園小中一貫コミュニティ・スクール導入期に関する研究ー地域連携・協働カリキュラム・マネジメントの推進を通してー」福岡教育大学大学院教育学研究科教職実践専攻年報第12号
- ・文部科学省 2014年~2018年パンフレット「コミュニティ・スクール-地域とともにある学校づくりのために-」
- ・文部科学省 2019年パンフレット「これからの中学校と地域-コミュニティ・スクールと地域学校協働活動-」
- ・文部科学省 「学校運営協議会」設置の手引き平成28年7月「コミュニティ・スクールって何?-魅力からつくり方まで教えます-」
- ・文部科学省 平成29年「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン(参考の手引)」
- ・文部科学省 平成30年「地域学校協働活動ハンドブック」
- ・福津市立神興東小学校C S資料

執筆者・協力者一覧

1. 執筆者

◎研究プロジェクト委員

- ・森保之 福岡教育大学教職大学院 副学長, 文部科学省C Sマイスター 監修・執筆
(第1章 Q3, Q4, 第2章, 第3章, 第4章 Q1, Q7, 第5章)
- ・瀧口博章 宗像市教育委員会指導主事(第1章 Q1, Q2, 第3章, 第7章 Q1~Q6)
- ・賀来元彦 宗像市教育委員会参事(第4章 Q2~6, 第7章 Q7, Q8)
- ・宗像市立日の里学園・宗像市立中央学園(第6章)

2. 協力者

(情報・資料提供)

- ・堤久美 宗像市立日の里西小学校主幹教諭(福岡教育大学教職大学院修了生)
- ・荒木恵理 福岡教育大学教職大学院・スクール・リーダーシップ開発コース学校運営リーダープログラム院生(宗像市立日の里東小学校在籍)
- ・坂田歩 福岡教育大学教職大学院・学校運営リーダーコース院生(春日市立春日野小学校在籍)
- ・宗像市教育委員会教育政策課, 同子ども育成課

(研究協力)

- ・福岡教育大学教職大学院教員
大竹晋吾(教授)
田渕聰(教授)
峯田明子(特任教授)

『みんなで育てよう！！ むなかたの子どもたち』 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進(手引書)

2022(令和4年)年3月31日 第1刷発行

監修 森保之

発行 城島印刷株式会社

〒810-0012 福岡市中央区白金2丁目9-6

TEL. 092-531-7102(代)

URL. <http://www.kijima-p.co.jp>

